

## 令和元年定例第3回市議会会議録(第3日)

令和元年9月12日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒巻	隆伸
3番	村上	義徳	11番	壇	康夫
4番	奥	由美子	12番	中尾	眞智子
5番	吉原	政宏	13番	中島	一博
6番	末吉	達二郎	14番	宮本	五市
7番	古賀	義教	15番	牛嶋	利三
8番	前原	武美	16番	瀬口	健

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	環境衛生課長	松尾和久
副市長	宮寄敬介	農林水産課長	宮崎眞一
教育長	待鳥博人	商工観光課長	岡俊幸
監査委員	平井常雄	上下水道課長	甲斐田裕士
総務部長	西山俊英	学校教育課長	藤吉裕治
保健福祉部長	松尾博	子ども子育て課長	松藤典子
市民部長 兼市民課長	築地原良太	教育部指導室長	屋形朋子
環境経済部長	坂田良二	社会教育課長	山田利長
建設都市部長	富重巧齐	子ども子育て課 子ども子育て係長	甲斐田美紀
教育部長	野田圭一郎	総務課庶務法制係 庶務担当係長	山下昭文
消防長	北嶋俊治	エネルギー政策課長	古田稔
総務課長	椛嶋晋治	エネルギー政策課 エネルギー政策係長	渡邊満昭
財政課長	木村勝幸	商工観光課企業 誘致推進室長	垣田智章
企画振興課長	堤則勝	企画振興課企画 ・地方創生係 地方創生担当係長	宮川浩則
財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春	商工観光課 商工観光課係長	松尾剛
福祉事務所長	木村加代子	農林水産課 園芸水産林務係 水産林務担当係長	松尾孝弘
健康づくり課長	田中聡美		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（2日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
1	2	森 弘 子	1. 避難所のW i - F i 環境の整備を
2	15	牛 嶋 利 三	1. みやま市政治倫理条例及び施行規則について 2. 今後の第3セクターみやまスマートエネルギー(株) について 3. 市長就任から約1年 色々な問題の検証と政治姿勢 について
3	9	上津原 博	1. 放課後児童クラブについて
4	4	奥 蘭 由美子	1. 10月から始まる幼児教育・保育無償化の周知徹底を 2. 児童生徒へSNS等を活用した相談体制の拡充を
5	13	中 島 一 博	1. 市長のまちづくりの姿勢について
6	7	古 賀 義 教	1. 総合市民センターの建設費用について 2. みやま市新規創業・新事業展開補助金制度の拡充に ついて 3. 有害鳥獣対策について

(追加日程)

(1) 瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議の件

---

午前9時42分 開議

○議長（瀬口 健君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（瀬口 健君）

日程第1. 一般質問を行います。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問していただきませうようお願いをいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、2番森弘子君、お願いいたします。

**○2番（森 弘子君）（登壇）**

皆様おはようございます。議席番号2番、森弘子でございます。本日は一般質問2日目、きょうも平日にもかかわらず、このようにたくさんの方に傍聴においでいただきありがとうございます。

私は、女性の声を市政に届けたいという思いをたくさんの皆様に支持していただき、議会に押し上げていただきました。市政にたくさんの市民の方が関心を持っていただけるようしっかりと努めてまいります。どうぞよろしくをお願いいたします。

初めての一般質問で大変緊張しています。どうか執行部の皆様におかれましては、優しくわかりやすい御回答をよろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速入らせていただきます。

私の質問は1問でございます。

先月の8月28日の豪雨により避難所が開設されました。しかしながら、情報伝達手段となるWi-Fi環境が避難所に整備されていません。今、災害から命を守るためには最新の情報を得ることが大事です。避難所にたくさんの方が自分の命を守るために避難されて、避難された方が自分で情報を得るために避難所のWi-Fi環境の整備を求めます。

具体的事項1として、8月28日開設の避難所の状況について時系列に教えてください。

具体的事項2として、避難所のWi-Fi環境整備について、今後の市の考え方を教えてください。

具体的事項3として、Wi-Fi環境の整備費用について、今後整備するとなるとどれくらいのかかるのか、国の補助金の活用方法、また、近隣の自治体で導入されているところがあれば教えてください。

**○議長（瀬口 健君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

おはようございます。それでは、早速、森議員さんの避難所のWi-Fi環境の整備をと

の御質問にお答えをいたします。

先月の秋雨前線による大雨では、本市においては大きな被害はなかったものの、数十年に一度と言われる大雨特別警報が発表され、特に佐賀県の武雄市や大町町では深刻な浸水被害が発生いたしております。

また、近年は東日本大震災や熊本地震を初め、九州北部豪雨や西日本豪雨など大規模な災害が頻発し、地震や洪水による家屋の倒壊や浸水により、多くの方々が長期間の避難所生活を余儀なくされております。

そのような中、情報通信のインフラ網が整備され、スマートフォンやタブレット端末が活用されている現代においては、災害発生時の通信手段の確保が課題となっており、とりわけ大規模な災害時には携帯電話回線のふくそうなどにより、避難者がインターネットを利用できず、情報収集できない状態が発生しております。

このような課題に対し、固定回線をベースとする公衆Wi-Fiを無料開放し、連絡、情報収集を行える環境を整えることは、避難者が災害情報等を効果的に受信し、また発信することができる有効な手段であると考えております。

まず、1点目の8月28日開設の避難所の状況についてでございますが、大雨による土砂災害のおそれがあるとして、8月28日午前7時に土砂災害警戒区域に対し、避難勧告を発令し、山間部に位置する5カ所の避難所を開設いたしました。

その後、矢部川の水位が氾濫危険水位を超えたため、同日午前8時に市内全域に対し、避難勧告を追加発令し、指定避難所24カ所を新たに開設いたしました。

避難者数は、午前8時の時点で26世帯56名、午前11時には最大となる99世帯208名の方が避難をされております。

その後、午後から雨は小康状態となり、河川の水位も下がったことから、午後5時に浸水想定区域への避難勧告を解除し、指定避難所24カ所を閉鎖いたしました。

また、翌29日朝には土砂災害の危険度も低下したことから、午前9時に土砂災害警戒区域に発令してございました避難勧告を解除し、避難所を閉鎖いたしております。

次に、2点目の避難所におけるWi-Fi環境の状況でございますが、議員御指摘のとおり整備は進んでおらず、現在、県有施設の筑後広域公園体育館のみが整備されている状況であります。

避難所におけるWi-Fi環境整備に当たっては、災害に強いこと、安全であること、便

利であることが求められるために整備費が高額となり、それに加え、保守、運用に係る相当のランニングコストも発生することから、本市においてははまだ整備に至っていない状況がございます。

次に、3点目のWi-Fi環境の整備費用についてでございます。

福岡県では、県内で避難所となっている県有施設7カ所に福岡県防災フリーWi-FiとしてWi-Fi環境が整備されており、市町村が整備する際にこの県が構築した基盤を共同利用することで、整備費用のうち、認証基盤の開発費や保守費用の基本料金が不要になるなど金額的なメリットがございます。

福岡防災フリーWi-Fiの共同利用で試算した場合、現場の状況にもよりますが、Wi-Fiアンテナやルーターなどの機器と労務費などで1カ所当たり670千円から1,640千円の整備費用が必要となります。仮に1カ所1,500千円とした場合、指定避難所26カ所全てに整備いたしますと、39,000千円の費用がかかることとなります。

また、設置後の光回線使用料、サービス利用料などのランニングコストが1カ所当たり月額16千円、1年間で200千円程度、26カ所の合計で年間5,000千円程度の運用経費となります。

国からの支援といたしましては、防災に資するWi-Fi環境の整備のための公衆無線LAN環境整備支援事業を活用した場合には、整備費用の最大2分の1の国庫補助を受けることが可能であると考えられます。

Wi-Fi環境の整備につきましては、避難所における災害情報の収集などが効果的に行えるようになり、避難者の利便性の向上が期待できる一方、避難所の多くは学校施設であることから関係部局との協議も必要となります。

また、大規模災害時には、避難所に大手携帯会社による無料充電、Wi-Fiサービスも提供されております。

このようなことから、避難所におけるWi-Fi環境の整備につきましては、財政面の課題もあるため、関係部局との連携を図りながら協議を進めてまいり所存でございます。どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）

市長、ありがとうございました。

私も8月28日の日、雨が少しおさまってから、東山地区の避難所と矢部川の堤防沿いを回らせていただきました。

消防団の皆様におかれましては、平日のお仕事があるにもかかわらず、堤防の危険箇所の警戒活動をしていただいております、頭の下がる思いでございました。こういった地道な活動がみやま市の安全を守っていただいているのだと改めて感謝を申し上げます。

そして、避難所を回らせていただいたのですが、やはりすごい雨だったので、自宅は危ないと思って避難してきましたとおっしゃっていました。避難所、特に指定避難所ではテレビもなく、情報を得る手段がありませんでした。職員は待機されていましたが、避難されている方が自分で今どのような状況なのか、情報が入らないのが不安であるということをお話されました。また、各避難所には若い方はほとんど避難されていらっしゃいませんでした。

後日、危険箇所に住んでいる若い御夫婦にどうして避難しなかったのですかと尋ねますと、パソコンが使えないところに行っても仕事ができないので、ぎりぎりまで自宅にしようと思っていたと話されました。

28日の豪雨は、幸いにも2日間で避難所は閉鎖されましたが、平成24年7月の九州北部豪雨では、みやま市も本郷地区を中心に甚大な被害が出ました。当時、私はみやま市の職員として避難所のまつばら館に行っていました。避難所生活も長くなると、避難されている方たちはだんだんと疲労の色が濃くなり、早く家に帰りたいと皆さん言われたり、ぐあいが悪くなって救急車を呼ぶこともありました。大変な御苦労でありました。

それに加え、近年、私たちの暮らしには、パソコンやスマートフォンは必要不可欠になりました。内閣府防災担当から出ています避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針にも、パソコンなどの通信手段を確保するよう方針が出ています。

避難所においても、ただ避難ができるということだけでなく、これからはネットが使えるなど避難所の質の向上が必要だと思います。

先ほど市長も、大規模災害時には避難所に大手携帯会社による無料充電、Wi-Fiサービスも提供されていることはテレビなどでも報道されております。しかしながら、私たちは直ちに、すぐにでも災害が発生して避難所が開設されたときにはWi-Fiサービスが使えるような市民サービスをぜひ求めているところでございます。

昨日、吉原議員も若い方たちがみやま市に居住していただく方策をお話しされましたが、

災害時のきめ細やかな対策、ほかの自治体にはまだ取り入れられていない方策をもって人口の減少に歯どめをかけていただけないかと思います。市長いかがでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

今回の8月28日の大雨では災害対策本部を設置し、本部長として災害対応の陣頭指揮をとらせていただきました。災害時に市民の生命・財産を守る私の使命を、改めてその責務の大きさを感じさせられた次第でございます。

本市では、平成24年九州北部豪雨の災害の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくりに取り組んでおります。自助、共助の取り組みを進めていく一方で、公助としての役割をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

議員御質問のW i - F i 環境の整備につきましては、災害時のみならず、これまでも公共施設等の設置要望が寄せられておったわけでございます。スマートフォンがこれほど普及している現在におきましては、W i - F i 環境の整備が必要な時代となってまいります。

避難所のW i - F i 環境整備につきましては、より効果的、効率的な場所を検討しながら、関係部局と財政状況も含めて協議を進めてまいりたいと思っております。どうぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）

私がネットで調べましたところ、群馬県下仁田町では平成29年度に国の公衆無線LAN環境整備支援事業を活用して学校のW i - F i 環境を整備し、災害時に避難所となった際には避難された町民の方に開放し、平時には授業に活用されています。

今回、みやま市の補正予算には学校ネットワーク構築等委託料3,166千円が提案されています。このことによって学校のネットワークやインターネット環境も強化され、少しずつではありますが、学校においてもICT機器を活用した教育が積極的に進められると思います。

また、一番新しく建設された桜舞館小学校では全教室にネットをつなぐためのLANが整備されているそうですが、まだそれを十分に活用されていないのことも聞きました。せつ

かく整備したのですから、生かし切れていないのは大変もったいないことです。

今回、避難所のWi-Fi環境とあわせて、学校のWi-Fi化によるICT教育の向上を一石二鳥にスピード感を持って事業を進めていただきたいと思います。

大きな災害が起これば、小学校の校舎も避難所となり得ることがあります。ぜひモデル校として導入し、検証していただきたいと思います。

学校のICT化について、教育長にも今の学校の現状を教えてください。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

御質問のみやま市小・中学校のICT教育の現状とWi-Fi環境整備についてお答えをさせていただきます。

まず、ICT教育の現状についてでございますが、児童・生徒数に占めますコンピューターの台数でございます。

これにつきましては、県下でも非常に高いレベルを保っております。また、各小・中学校に電子黒板を導入しております。

みやま市の教育研究所で課題研究といたしまして、市内全小・中学校の先生方を研究員として、電子黒板を活用した授業のあり方について昨年度まで2年間、研究を重ねました。

続きまして、Wi-Fi環境の整備でございますが、タブレット端末の導入も含めまして、議員御指摘のとおり、まだ進んでおらないところでございます。

今回、みやま市補正予算に学校ネットワーク構築等委託料を上げ、サーバーの強化及びWi-Fi環境の整備づくりを進めてまいりたいと思っております。

この後、学校教育課長のほうから補足をいたします。

○議長（瀬口 健君）

藤吉学校教育課長。

○学校教育課長（藤吉裕治君）

それでは、私のほうから学校ネットワーク構築に当たって補足をさせていただきたいと思っております。

今定例会に補正予算で計上させていただいております学校ネットワーク構築につきましては、議員も十分に御承知のことかと思っておりますが、現状、各学校でそれぞれにスタンドアロー

ンで運用されている校務支援等のシステムをセンターサーバー化、一元化することでセキュリティの強化、コストの削減、事務の効率化を図っていこうとするものでございます。

あわせて、同時に文部科学省が進めております学校のICT環境整備に応えるべき水準を満たすための基盤づくりでもございます。

国が期待する水準の中には、高速インターネット接続及び無線LANに対応したネットワーク機器の整備も含まれておりまして、御指摘のように、本市の学校においては進んでいない分野でございますが、今後、無線LAN環境の整備、構築に向けての第一歩となるかというふうに思っております。

議員が今回御指摘の避難所としての学校施設への無線LAN整備とはまた別の意味合いで進めておりますけれども、災害時などの緊急時には設備を開放するといったこともできるように、これを前提に無線LAN及びセキュリティシステムを構築してまいる予定であることを申し添えておきたいと思えます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）

ありがとうございました。こういう田舎に住んでいても電子化が進んでいるという教育をぜひ市内全体でやっていただきたいと思っております。

みやま市では、お金のかかる大きなプロジェクトが何件も進められているのは存じております。しかし、人の命はお金では買えません。災害は、先日の佐賀県武雄市や大町町のようにどこにでも起こり得るものになりました。非常時においても人に優しいみやま市を目指して、ぜひ松嶋市長の手腕を発揮していただきたいと思えます。市長いかがでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、森議員さんがおっしゃったように、Wi-Fi環境の整備は必要であるとは考えております。

財政的な部分も含めまして、国の補助事業、先ほども答弁で申し上げましたように、国からの補助事業等も含め、今後考案しながら、関係部署と相談しつつ、少しずつでも進められ

るようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）

市長、ありがとうございます。今後に向けて、ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬口 健君）

事務局は資料配付の申し入れがっておりますので、許可しておりますので資料を配付してください。

休憩中に配付をお願いします。休憩いたしますので。

午前10時07分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

続きまして、15番牛嶋利三君、一般質問をお願いいたします。

傍聴席のほうはひとつ静かにお願いいたします。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

皆さんおはようございます。皆さん方には大体9時半の一般質問開会という御案内でございましたけれども、若干、この資料配付の関係で議会内で協議しておりまして、ちょっとおくれたところがございます。大変迷惑かけましたことをこの席をかりましておわびを申し上げておきたい、このように思っております。

まずもって、皆さん方に御配付させていただいておりますこの資料等お持ちの方はお目通しをお願いしたいと思いますが、実はこれは私の選挙期間中、6月30日から7月7日、いわゆる七夕選挙ということで執行されたわけでございますが、この日に、選挙日の始まってすぐですね、このような手紙が私どもの事務所のほうへ届けていただいております。ありがたいことではございませんけれどもですね。

見ていただきますと、覚醒剤密売によりまして生計を立てた時期ありだとか、いろんなで

すね、保険金不正受給、あるいは他人の保険金等々も窃取したとか、無許可での高利貸し、あるいは女性に対する日常茶飯事の強姦的な部分等々書いてあります。

本当に私ごとで僭越でございますけれども、私もやはり幼少の当時がございまして、本当に瀬高警察署は、牛嶋君、おまえがおらんやったら要らんぞというぐらい元気な一時期もあったわけです。当然、鑑別所等々も行った経緯があります。

しかし、やはり私を、我が子を思う父親であったり、母親であったり、しっかり見守りをいただいて今があります。当然皆さん方が、今回も7期目のチャレンジということでございましたけれども、しっかり牛嶋頑張れというような御支援をいただいて、きょうここに立たせていただいたところでございます。本当にありがとうございます。

この書類関係を見ていただくと今までの経緯がわかると思いますが、今回は牛嶋が議長になり損なって、その腹いせにこうしたことをやっておるといような話になっておるようです。絶対違いますからですね。私は、今回は議長は休ませていただいて、私のやる温泉計画等々が随分おくれておりますので、これをやるというように、ほかの議員さん等からもそうしたことでの理解をいただいていた、そのようなさなかにこれが来たんですよ。

だから、これは私が議長選挙に出なければ——勝ち負けは別ですよ。このことによって、私がやはりこのことを認めたんだという結果になっちゃいかんというように出ました。そうしたことがいろいろあります。

このことで、早速、一般質問をやらせていただきたいと思います。

きょうは通告が3つ、タイトルとしてございますけれども、まずもって本市の政治倫理条例及び施行規則というように、概要といたしましては、本市の政治倫理条例は、市長、副市長及び教育長並びに私ども市議会議員に対し必要な措置を定めてある。目的の第1条から委任、第21条、あるいは規則の趣旨、第1条から委任の20条までの全般を尋ねさせていただくというようにございます。

政治倫理基準にかかわる3条の(1)(2)、あるいは8月20日、これは私どもの全員協議会という会議があります。この場で市長、副市長、あるいは総務部長、課長等も上がっていただきまして、お聞きいただいた内容です。

それから瀬口健氏、いわゆる議長ですね。議長に対しての投票された方、11票だったんですけれども、本人さんは当然1票したためられますので、あとの10名の議員さんが瀬口議員に投票されたということです。

ですから、このような政治倫理条例等々がある。そのときは別として、そのことに対するそれぞれの議員の皆さんは、胸にその気持ちはあられると思うんですが、執行長としての松嶋市長のお考えをお尋ねしたい、そのようなところでございます。

まずもって、この件につきましては、8月9日、金曜日でございましたけれども、13時30分、全員協議会が開催されまして、政治倫理条例、いわゆるここに載っておりますけれども、このことについての会議規則等説明及び各種協議の予定でございました。

その政治倫理条例の説明の中でございますけれども、ここに入っておりますね。（資料を示す）これですね。ピンク色でつけておると思いますけれども、このことでの説明がございました。そうした中で、私のほうからみやま市政治倫理条例に対して違反しているのではないかと、議長がですよ。額面を消した1枚の小切手の写しを私が示させていただいております。

瀬口議長は、金額は隠さんでよかですよと、何で今ごろそげんか話ば出すとですか、俺は議長から引きおろそうごたつとですか、俺も何でん——私のことをいっばい知っとるけん、ばらしますよと興奮ぎみでした。本来であれば、私はまだうんともらわないかんと——瀬口議長がですね。まだうんともろうてよかったんですよと。仕事をとられて迷惑しとったんですよなどと反論をされる中で、牛嶋さん、私がですね——私に100千円持ってこられた経緯がありますけれども、あんたも喜んどったじゃなかやっかというような話でございました。

それから、瀬口議長は公務で、柳川市のほうでの会議ということで退席されましたので、翌8月20日、1時半からでございますが、そこで市長、副市長、総務部長、課長入っていただいて、同じような内容の話を聞いていただいたところでございます。

それから、8月30日、同じ9時半から開催の、これは例月、毎月あっておる協議会でございますが、ここで私は政治倫理審査会への審査請求をさせていただきますというようなことで、これには30名以上の署名が必要だということなんですよ。ですから、議員さん方はだめだと、受けるほうでだめだというようなことでしたから、私なりに70名ぐらいの署名をいただいて提出をさせていただいたところでございますが、このとき、よければ多いほうがいいんだと、当然議員さんがだめであったら、議員さんの家族であったり、支援者であったりするから、心ある議員さんはどうぞ署名を一人でも多くの皆さんをお願いしますということで、議員の休憩室の机の上に1枚ずつ配付させていただきました。しかし、結果は、そのような中で3名だけお持ち帰りいただいて書いていただいております。本当に残念と申しますか

すね。

しかし、その結果等々も——結果と申しますか、政治倫理審査会に請求しておる分も皆さんにお配りした中に入っておりますので、御参照いただきたいと思います。

また、みやま市政治倫理条例は私たち議員が議会で可決をいたしまして、制定をしております。その目的は、そこにずっといろいろ書いてあると思いますけれども、そのようになっております。特に市長と議員、私どもですが、皆さんに、市民に対する責務というのがここに書いてありますけれども、私ども議員、当然市長等々もですが、市政に携わるに当たりましては、その権能が市民から委ねられたものでありまして、市民のために行使すべき責務を負っているものであることを強く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。あるいは政治倫理基準、第3条でございまして、(1)のほうに市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関しましては、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない、あるいは2番目に、市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと、このようになっておるわけですね。

そして、さらに下りますと、2番のほうに、市長及び議員は、前項の政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから——本人が誠実な態度をもって疑惑の解明に当たる、そして、その責任を明らかにしなければならない、そのようになっております。

しかし、瀬口議長本人が辞職する根性もないと思いますけれども、また解明に当たらない議会を代表する方ですから、市長が最終的にどのように思われますのか、後でゆっくりお尋ねしたいと思います。私に言わせれば、随分議長は女々しいですよ。

それから、傍聴席の皆さんにこのような議会であっていいのか、どのように思われるのか、本当にこの議会中継は全国に配信されております。まさに議会が笑われるじゃないんですよ。みやま市が、全体が笑われます。そうした政治倫理を何でつくったのか。元議員さん等々もこの傍聴席にお見えになっておりますよ。名前は言いませんけれども、この新聞に写真が載っておると思います。

この条例制定に至るまでには、私自身、随分これはたたかれています。マスコミさん、何社見えておりますか。見てんですか、これ。この条例をつくるとに、牛嶋さん、議長——私は議長させてもらいました。あなたの分のいいような条例にやるんですか、お手盛りにな

るんですか、こういった内容なんです。後で見せます。

本当に随分非難されて、長い時間と大変な労力を費やしながらこの条例はできたものなんです。特に議員さん方はこのことに対するしっかりとした理解をしていただきたい、そのように思っております。

また、瀬口健氏を議長として投票した10人の議員さんについてでございますけれども、私を含めた16名の議員は7月7日、先ほど言うように七夕選挙で執行されました選挙でそれぞれの市民の、本当に多くの皆さんからの信託をいただきながら当選をさせていただいたばかりなんです。

これを見てください。（現物を示す）忘れてあるかもしれない、議員さんそのものも。選挙公報です。いいですか。それぞれの候補者が全部、これは選挙公報ということで、選管のほうから各家庭に配布された内容です。

今お示した内容どおり、立候補された議員さん全員が私を含めて、ふるさとみやま市の発展のために市民の代弁者として一生懸命頑張りますと、そのような大事な約束をされてきたんです。

そして、一番最初の全員協議会は8月9日ですから、何日目ですか。私が議長の政治倫理違反というようなことで指摘したのは8月9日ですから、新しい議会の任期は8月1日からなんです。9日目ですよ、9日目。9日目にして皆さんに大きなうそをつかれておる。約束を守ってないとですよ。

そういう中でありながら、後援会の皆さんを、市民をだましながらですよ、月々の議員報酬は幾らと思うですか。385千円ですよ。そういう議員報酬を受け取っております。私もそうなんです。私はまだもらやんとは言わんです。

そうした中で、今の議会議員では本当に全国の恥だと思えます。改選により新しいみやま市議会が誕生したばかりでございますけれども、傍聴されておる皆さん方を初めとする全市民によるリコール運動で議会解散まで追い込んでいただきたい。そのようなことが新しく議会に芽吹く清潔さを生み出すと思えます。そうしたことを皆さんに力説をさせていただきたいと思っておりますが、そういう中にありながらも、政治倫理観がなく、その条例を守れない議員が一般質問——きょう私もそうなんです、一般質問を一生懸命やっております。

市長あるいは職員に対してあれこれと約束を守らせる、そのようなことをしてありますが、本当にこうした幹部職員以下、全みやま市職員は全国に誇れる立派な職員ばかりです。本当

にそうした職員に対して議員さん方は恥だと思われんですか。本当に申しわけなく私は思っております。

瀬口議長を初め、このように多くの議員さんが政治倫理条例を守られないのであれば、この条例はまさに絵に描いた餅であります。ないほうがいいと思いますよ。

それから、議会には3つの常任委員会がありますが、総務常任委員会というのがこの所管、こういった問題を所管する委員会なんです、この委員長は吉原委員長、古賀副委員長、森議員、前原議員、中尾議員、この5名で組織をされております。

8月30日、先ほど申しました全員協議会で私からのそうしたお尋ねを、どのようになっていますかと、その後ですね、お尋ねしたんですが、いやいや、何もやってごさいませんという事でございました。

ですから、その日の全員協議会終了後に早速委員会開催をいただいたというようなことでございますけれども、結果は私が思っておったとおりでございます。何ら進展していない。私が8月30日に政治倫理審査会のほうへ請求をしております、白黒をつけていただくためのですね。だから、その結果を待って、委員会として何らかのアクションを起こすんだというようなことだと思います。

これは例え話で本当に申しわけなく思いますけれども、皆さんも御案内のとおりでございます。全国各地で幼い子供が親の虐待によってとうとい命が奪われておりますが、10日ぐらい前になりますかね、鹿児島県のほうで、わずか4歳の幼い女の子が何度もまちの中を下着もつけずに徘徊する。そのたびに保護されながらも、その結果として救うことができなかった。本当に幼い女の子の命が失われておりますよ。それと一緒に話で、人一人の命が亡くなってから総務委員会で動いていただいても、何のためにもなりませんよ。私は本当、声を大にして訴えさせていただきたいと思っております。

私たち議会人は行政のチェック機関の第一人者であると。そして、自分たちでつくった政治倫理条例を守ることは一丁目一番地の仕事なんですよね。そうした登竜門の一方、謝ってあることも訴えさせていただきたい。

きょうは市長さん、このように多くの――初めてですよ、このように多くの傍聴される皆さんが集っていただいたということは、それだけ本市の現状に不安を持っておられる、そうしたことだと思っております。

今回、瀬口議長さんが違反され、みずからの辞職に決断できない、恥を知らない議長と。

そのことに対しての引導を渡し切れない議員さんですよ。議会に政治倫理条例の必要性があるのか、そのように思いますので、しっかり御答弁をお願いしたいと思っております。

本来であれば、市長さんには、このように大変な事態に至っております。市長が一番得意言葉としてある、これでいいんですか、これでいいのか、みやま市ですね、私がやるということと解決していただきたいとですよ。

それから、8月29日予定だったということですが、区長会が大雨によりまして中止を余儀なくされたというようなことがございましたね。この区長会は9月6日、再度開会をされたというようなことを聞いております。議題は、まさにこのことに対する議題だったそうですが、今回も残念ながら、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX区長さんだったというふうに聞いております。

この方は、議会での問題を区長会で協議する、そうしたことではないと一蹴されたそうでございますが、まさにそのとおりだとも思います。言いかえれば、今の私どもみやま市議会には自分たちのことでさえ解決できるまともな議員は誰もいない、それをなぜ区長会で協議せにゃいかんかというようなことだと思っております。議員はなめられていると思っておりますよ。

また、区長会終了後の話であります。議会事務局のほうへ区長さん方が見えたような話を聞いておりますが、その後、事務局のほうへ瀬口議長から電話があつて、電話をかわってくださいというようなことだったと。あくまでも私も人話ですからね。かわられたら瀬口議長から、お礼参りに聞こえるような圧力をかけられる話の内容だったというようなことでございます。これは事実であれば、それこそ問題ですよ、市長。区長さんですから、相手は。それぞれの集落の総意を持たれた区長さん、そのような方に圧力をかけられたというたら、その方たち、区長の仕事はできんごとなるですよ。もっと大変なことになると思います。

それから、今回の政倫の関連ということで教育部長にお尋ねいたしますが、高田のB&Gグラウンド使用、これは何年か前も同じような質問を私、これは決算審査特別委員会後の議会からの意見に対するお話を聞いた経緯がありますが、高田のB&Gグラウンド使用についてでございますが、普通は青少年の健全育成ということで、ボランティア感覚で柔剣道等々の指導を行われている、そのように聞いております。現在使用しているチームは、子供1人が大体月10千円から12千円ぐらいを、月謝か何か知らんけど払ってあると。そして、子供は50名ぐらいおるということですから、12千円としたら五、六十万円にはなりよるわけですね。

集金をされておると、そのチームにですね——という話だそうです。また、本市の子供たちは少なく、大牟田市や荒尾市からの子供のほうが結構多いと聞いております。そのようなチームが有償ですよ、これは営利団体ですから、ボランティアじゃないです。そうしたチームが無料で長い間、しかも優先的にグラウンドを使用しているとしたら、これは大変な問題ということだと思っております。

このチーム名と責任者、そして、いつごろからこのようなグラウンド使用をされているのか、わかっておれば教えてください。わからないというようなことであれば、しっかり精査いただいて、後ほど教えてくださいよ。いいですか。わかってあつですか。わかってあるなら、ちょっと教えてくれんですか。いや、私が言いよる分はわからん。精査した内容がわかってあつですか。わかってあるなら教えてくれんですか。（発言する者あり）いや、議長に聞いてください。

○議長（瀬口 健君）

それは全部説明が終わってからにしてください。

○15番（牛嶋利三君） 続

後でということですかね、議長。

○議長（瀬口 健君）

そうでございます。

○15番（牛嶋利三君） 続

ちょっと長くなりましたけれども、通告をしておりました3点について、納得のいく説明、明確な御答弁をしっかりとお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、牛嶋議員さんのみやま市政治倫理条例及び施行規則についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の政治倫理基準第3条第1項第1号及び第2号についてでございますが、みやま市政治倫理条例の第3条には、議員御承知のとおり、市長及び議員の遵守すべき基準として6項目の基準が規定されております。

その中でも第1号におきましては、先ほども議員さんもおっしゃったように、市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと、2号におきましては、市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないことと規定されております。

本市の政治倫理条例では、地方自治が市民の信託によるもので、市長である私や議員の皆様は、その受託者として市民の信頼に応えるべき旨を規定しており、疑惑を持たれるような行為を行わない、地位を利用した金品の授受をしないことは、市民からの信託を受けた私どもが守るべき責務と考えております。

また、政治倫理基準に違反する行為があると市民の皆様が認識した場合、政治倫理条例では第12条において市民の調査請求権を認めておりますので、調査請求が提出された場合は市長から政治倫理審査会へ調査を求めることとなります。

今回の御質問の内容に関しましては、まず、私が市民からの調査を受ける側であること、また、調査請求に基づき審査会に調査を依頼する立場であることとございますので、私からの見解を述べることは適当ではないと考えております。

次に、2点目の8月20日13時30分から開催されました議員全員協議会についてでございますが、この全員協議会では政治倫理に関する御意見を伺いましたが、先ほどと同様の理由によりまして、私からの取り組み、または意見を述べることは差し控えさせていただきたいと存じます。

次に、第3点目の瀬口健氏を議長として投票した10人の議員の皆さんについてでございますが、この件につきましても、議員の皆様それぞれのお考えがございますので、私からの意見を述べることは差し控えさせていただきたいと思っております。

政治倫理条例については今後も必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

ただいまの市長の答弁ですね、恐らくこういったことじゃないかというようなことで大体想像はしておりました。しかし、答弁書どおりに、これは政治倫理審査会への請求、そうし

たことに対する何ですか、政治倫理の審査委員さん等々、今から決めていかれると思いますが、そうした方への委嘱をされるというようなことになるとと思いますが、市長は大体教育者上がりでしょうが。そして、みやま市のトップですよ。即判断をして、議会等々にでんがやっぱり提案もしていただく、そうした重鎮なんですよ。

そういった立場の方が、特に教育者で立派な学校等々も、生徒さんも輩出されるような教えをやっていただいておりますが、物事には、こうして尋ねることに対して、これは特に条例ですから、言わんでもわかつつじゃないですか。三角じゃないとですよ。マルかバツか、2つしかないんです。何でこれに答えられんですか。おかしかでしょう。子供たちに間違えたごたる、こういったふうなことはわからんかもしれんけど、上学年、もう中学校ならわかるですよ。条例等々があつて、これに抵触しておるような話ですがと、違反ですからね。こういうふうな話で生徒が聞いたとき、ちょっとわからんちゃわれんでしょうもん。どげんなつてですか、これは。これは簡単に引き下がられんですよ、こういう答弁じゃ。

この程度のことなら聞かんでよかつてです。審査会あたりからの答えが出てくるとですから。うちの総務常任委員会といつちよん変わらんこつちやなかですか。政治倫理審査会の結果待ちですというような答えでしょう、これは。どげんですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、牛嶋議員さんがおっしゃった部分でございますが、やはりこの件につきましては政治倫理審査会の結果が最重要であると私は考えておりますので、今の段階で私の私見等を述べることは差し控えさせていただきたいと思ひます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

政治倫理審査会の結果とかというても、政治倫理審査会の結果を出すのは90日あるというふうな話でしょう。3カ月ですよ。そういう手ぬるいことで市政が回りますか。特に市民の代表で来ておる議会という組織の話ですよ、この話は。やっぱり議会、執行部、両輪のごとく、つかさどつてやっていかにやいかんところでしょうが。できんことはできん。いいことはもっと伸ばす。この手法でやってくださいよ。何もいかんですよ。

私が大変手前みその話で申しわけございません。24年、25年目の議員をやらせてもらいよるけど、新市誕生、3町合併から13年目になっておるけど、このような中でこんな議会は一回もない。ましてや、9時30分から開会の案内をしておる議会在が1分たりとも私はおくらかしたことないですよ、自慢じゃないけど。きょうは何分おくれとつですか。そのようなことが議会在でも執行部でもできんとどうなりますか、これは。全国の恥ですよ。マスコミは何人か来てあると思うけど、書かるつですよ、これは。どうすつですか、市長。ちょっともう一回お願いします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

再度申し上げますが、今の段階で私の私見についてを申し述べることは適當ではないと考えておりますので、意見は差し控えさせていただきます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

この話を余計しよったっちゃですね、変わるあれはないですから、これもちょっと話そうと思ひよったばってんが、後でよかですたい。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

このことはちょっと市長、もう時間もですね、3つのタイトルをお尋ねしておるから、今後の第三セクターみやまスマートエネルギーの会社の関係でお尋ねしておりますが、内容はるるお示ししております。

タイトル1、みやま市の評価を全国区に押し上げて、かつ業績向上していることの評価、それからタイトル2、松嶋市長のみやまスマートエネルギーの貢献度についてお気持ちをお尋ねいたします。

タイトル3といたしまして、本市のブランドの価値を高めるために必要なことは何か、そしてまた、今後のお考えをお示しいただきたいと思っております。

タイトル4といたしまして、みやまスマートエネルギーを市民ファン化する考えはない

のか。そしてまた、タイトル5といたしまして、第三セクターとして続けるよりも民間主導で進めたほうがよいと思います。そのことがいかがであるか、この5点についてお尋ねしたいと思います。

時間がないからですね、もうはしょって結構です、御答弁はですね。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、今後の第三セクターみやまスマートエネルギー株式会社についての御質問にお答えを申し上げます。

みやまスマートエネルギー株式会社は、平成27年3月、本市が11,000千円を出資した第三セクターとして設立をいたしております。本市には豊かな日照量と開けた平地という地域資源があり、これを生かしたメガソーラー発電所の設置や住宅への太陽光発電装置の設置を促進してきました。電力システム改革の進展を契機にこれら地域のエネルギー源を有効活用し、エネルギーの地産地消を進め、地域の雇用創出など活力ある地方創生を目指して、地域電力事業と生活支援サービス事業を融合させたモデルを展開し、契約先の維持、拡大に努めてきたところでございます。

事業につきましては高い評価を受けておりますが、平成30年12月議会の一般質問におきまして、みやまスマートエネルギー株式会社とみやまパワーホールディングス株式会社の2社間での電力取次業務の割合が適正なのか等、利益相反行為の問題について質問され、市民への説明責任と透明性の確保が求められたことにより、みやまスマートエネルギー株式会社に対し、市が地域新電力調査委員会を設置し、調査を行っている状況でございます。

まず、1点目のみやま市の評価を全国区に押し上げて、かつ業績向上していることの評価についてでございますが、これまで全国各地より本市や、みやまスマートエネルギー株式会社への視察等がっており、平成28年4月の電力小売全面自由化を契機にこの取り組みをマスコミを通じて広く知っていただくことになり、知名度向上に大きく寄与いたしております。

また、視察に見えた団体は、国、都道府県を初め、エネルギー事業に携わっていらっしゃる大学などの有識者の方々や大手民間企業など幅広く、また、取り組みについては、グッドデザイン金賞を受賞するなど高い評価を得ているものでございます。

業績が向上していることにつきましては、平成30年度決算は、電力事業の売り上げの増加

や電源調達の安定化などの原価を抑えることにより黒字決算となり、創業期の赤字を一掃することができております。これだけの売り上げと雇用の創出は十分評価できるものと感じております。

次に、2点目の私のみやまスマートエネルギーへの貢献度についてでございますが、まず、ことしに入ってから電力契約の状況につきましては、全体的に契約件数は伸びているものの、市内の高圧の契約については解約が新規を上回るなど競争環境が厳しくなっております。

いわゆる市長としてのトップセールスについて、先ほど述べました地域新電力調査委員会にて行われている調査結果が出てから、その内容をみやまスマートエネルギーに株主の立場として、改善すべき点について申し入れを行う予定でございます。それを受けて、みやまスマートエネルギーの今後の事業方針をきちんと方向づけした上で事業を推進してまいり所存であります。

次に、3点目のみやまブランドの価値を高めるために必要なことは何かでございますが、地域の特性を生かし、エネルギーの地産地消都市として、この取り組みを具現化したものがみやまスマートエネルギーでございます。

電力事業で得た利益を市民に還元しつつ、事業全体としても持続可能な取り組みであることが非常に重要でございますので、みやまスマートエネルギーは持続可能な事業体であることが本市にとっても価値を高めることになるものと考えております。

そのためにも、地域全体で支えていただける地域に根づいた愛される会社となることがますます必要になると感じておるわけでございます。

次に、4点目のみやまスマートエネルギーを市民ファンド化する経営のあり方についてでございますが、市民ファンド的な経営について、みやまスマートエネルギーは市が中心となり主体的に設立したという成り立ちの経緯があります。

みやまスマートエネルギーに対して市が積極的にかかわることで安心感や公共性が高まること、また、地域金融機関と地元企業とともに進めてきたあり方が評価され、自治体や地域企業、そして市民の皆様に対しての高い信用力でこれまで事業を進めることができたものと小括いたしておるところでございます。

電力事業における国の制度設計が大きく変わる節目が今後も出てまいります。当面は、市が筆頭株主として責任と使命感を持って経営に関与していく所存でございます。

次に、5点目の第三セクターとして続けるよりも民間主導で進めたほうがよいと考えるが

いかがかでございりますが、みやまスマートエネルギーの事業は公共性と採算性の双方を有する事業と考えております。単なる民間企業ではない、市の第三セクターという公益性、公共性が高いことで得られる信用力においては、会社経営の透明化が必須でございします。

事業を展開する部門は民間企業の手法で執行していくとしながらも、市が適切な関与を行い、議会への説明と住民への情報公開を行いながら、その経営が将来にわたって健全に行われることが必要と考えておりますので、御理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

御答弁いただいた5つの質問に対する内容ですが、評価できるもの、できないもの、双方あるようです。

ですから、ちょっと総括的に1つだけ、答弁と重複する部分もあるかと思えますけれども、電力業界を取り巻く環境は大変大きく変化をしております。また、関連する法整備も進んでおりまして、2020年度からは電力の完全自由化のもと、九州電力ともガチンコ勝負になると、そのようなことも予想されるわけでございます。

このような業界に対しては、私たち、大変失礼な話なんですけど、市役所はノウハウもスキルもございません。また、総務省は第三セクターに関する指針といたしまして、民間に任せべきところは十分検討するようにと指導をしてあるところでございます。

また、みやまスマートエネルギーは経営理念といたしまして、全国規模で収益機会を求めていくと掲げております。

現時点での会社の業績は大変いいように見えますけれども、市長おっしゃいますように、今後に関しては離脱者がふえておりまして、大変不安点は多いかというふうに思っております。

以上の状況を考えるとき、第三セクターで運営するよりも民間企業として経営を任せ、会社のみやま市の発展のための理念を掲げていただくのがいいのではないかと考えております。

また今後、みやまスマートエネルギーは雇用維持、事業の発展のために収益の柱を次々に生み出していかなければならない。そのような中で、民間の発想、情報収集力、スピーディーな判断なしに経営は成り立たないと考えておるところでございます。

現時点におきましても、みやま市役所が土地や建物あるいは運営資金を出している、そうしたわけではございません。したがって、今後の事業運営は民間にやはり任せるべきだと私は考えております。

極端な話ですが、資本金を返させてもらって独立させる、こういった方法もあるんじゃないですか。いかがですか。1つだけちょっとお尋ねします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、牛嶋議員さんの御意見は賜りましたけれども、現時点では第三セクターとして経営に市が関与しているわけでございます。

この件につきましては、調査チーム等の結果もまだ出てきておりませんので、そのことも含め、全国にみやま市の名を知らしめたこの事業でございますので、慎重に今後の推移を見守りながら、みやまスマートエネルギーの今後の事業方針をきちんと方向づけした上で事業を推進していくつもりでございますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

それから、これは通告外でございますけれども、エネルギー社長の磯部氏から電話があったんですよ。この質問通告しておるやつが、これはスマートエネルギーの磯部さんじゃないかというような問いかけがあったそうです。私に大変迷惑をかけております。きょうの一般質問等々にいろいろ支障を来すんじゃないかというようなお気遣いをいただいて、随分と心配をされております。このようなことが絶対ないようにですね。

そのようなことがあれば、例えば今回、れいわ新選組ですか、あそこからきのう身障者に対する健常者と同じ権利を確保するような質問があつていますよね。そうでしょう。村上先生のほうからあつてはいますけれども、それと逆行するような形になります。そうした方あたりでもですね、字が書けない、読めない、発言ができない、そうした方もしっかり国会議員として頑張っていただくわけでしょう、国民のために。そうしたことをやられることですね、磯部氏に電話をされたとか、重要なことは、私に質問するなど、まさにこれは圧力ですよ。そうしたことのないようお願いしておきます。

そうじゃないぎつとですね、私が市民ファンドというような話も尋ねさせていただいておりますが、今後、やはりこれは市のため、今、市長おっしゃるように市のために当然なことです、スマートエネルギーに対してはより関心を持たせていただいて参画をさせていただく、そのようになるかと思えます。

また、あとは中島議員のほうからも同じような質問があるようになっておるようでございますので、この点は重複しないように終わりたいと思えます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

3問目でございますが、市長就任から約1年たったところでございますが、いろいろな問題等々がたくさんあったと思えます。そのような中での検証、そしてまた、政治姿勢についてお尋ねをしたいと思います。

概要といたしましては、「これでいいのか？みやま市！私がやる!!」と、そういう思いで市長に就任されまして、早くも1年目を迎えております。公約に掲げられた多くの課題と解決策に対する取り組みを進捗状況とあわせてお尋ねをいたします。

タイトルといたしましてはお示ししておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、市長就任から約1年、いろいろな問題の検証と政治姿勢についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目のみやま柳川インター周辺での企業誘致に伴う取り組みについてでございます。

みやま柳川インターチェンジ北側における産業団地の造成につきましては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、いわゆる農村産業法による造成を計画いたしております。

農村産業法による産業団地造成計画を進めるに当たりましては、市と企業が事前に産業導入地区、規模、立地スケジュール及び雇用期待従業者数について調整を終えておくことが必要であり、その内容を盛り込んだ農村地域産業導入実施計画を策定し、県知事の同意を得る必要があります。

その同意の後、農振除外、農地転用許可などの手続を行い、埋蔵文化財発掘調査を実施することにより造成工事に着手することが可能となります。

このことを踏まえて、これまで複数の企業と調整を進めてまいりましたが、合意には至っていない状況でございます。企業との調整には相当の時間を要しますことから、それと並行して農地の一時転用許可により埋蔵文化財発掘調査を実施できるよう、社会教育課文化財所管と連携し、福岡県文化財保護課と協議を進めてきた次第でございます。

その結果、福岡県との協議が調いましたことから、農村地域産業導入実施計画の県知事同意に先行して埋蔵文化財発掘調査を実施することが可能となりました。現在、関係地権者の了承を得まして、その手続を行っているところであり、埋蔵文化財発掘調査には本年11月ごろから着手できるものと考えております。

産業団地の造成完了の目標時期といたしましては、今年度から令和4年度までの間に埋蔵文化財発掘調査を実施し、その間に農村地域産業導入実施計画の県知事同意、農振除外等の手続を行って、令和4年度中には造成を完了できるよう進めていきたいと考えております。

産業団地造成完了までの期間が長くなるわけですが、新たな雇用の場を創出し、人口減少に歯どめをかけるため、引き続き事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

2点目の質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

**○議長（瀬口 健君）**

待鳥教育長。

**○教育長（待鳥博人君）（登壇）**

続きまして、2点目の小・中学生の給食費半額補助に対するその後の考え方についてでございますが、こちらは私のほうから御回答をさせていただきます。

第3子以降に限定した給食費補助の平等性につきましては、ことし3月の定例会の一般質問において市長が答弁いたしましたように、本来ならば全児童・生徒を対象とすべきとの考えはございますが、本市の財政状況を十分考慮した上で、現時点では継続して財源を確保することが大変厳しいことから、まずは経済的負担が大きい3人以上の子供を育てる世帯に対して助成をする判断に至ったところでございます。

給食費補助は、本市の出生率低下と人口流出に歯どめをかけることを目的に行っているさまざまな少子化対策事業と同様に、子育て世代の経済的負担を軽減する効果的な施策であると考えております。

本市の宝である子供を安心して産み育てていく環境の充実はとても大切で、子育てを物心両面から支援する必要があるという考えは変わらないところでございます。

今後、教育委員会といたしましては、市長部局と十分に協議を重ねまして、第1子、第2子を含めました補助対象の拡大について検討を進めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

出陣式では、みやま市は毎年500人ずつぐらいの人口が減少しておると。そうした中で子供や孫が定住できる、そうしたまちにしなければいけない。市長本人が、私が市発展の礎となると力強く訴えられたそうでございます。私は聞いとらんけん、わからんけどですね。

当然市長もそうした中でお孫さんもいらっしゃるかと思いますが、お孫さんはともかく、息子さん等々が本市に残って、みやま市のそうした親の背中を見ながらしっかりやっていくというようなことでいらっしゃるのかどうなのか。

また、「これでいいのか？みやま市！私がやる!!」とのデビューでございましたけれども、市長さんが執行長となられる前のみやま市が、私がやる、このままでいいのかというような見方をされておったということは、何かやっぱり余りよろしくないような見方をされておったというようなことで理解してよろしいですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

非常に難しい質問でございます。ですが、やはり牛嶋議員さんおっしゃったように、人口減、そして私どもの子供、また孫も含め、市内の人口減少に何とか歯どめをかける方策、私自身としても学校の教員として、私たちの教え子がこの地域に生まれ育ち、帰ってこれるまちにしたいという思いは強いわけでございます。

ですから、牛嶋議員さんの選挙公約にも入れていただいております給食費半額補助、私と同じ気持ちで公約を出されたということは非常にうれしゅうございますし、今後とも担当部局とともに子供たちがぜひこのみやま市を愛し、そして戻ってくれるまちにしたいと思っておりますので、どうぞお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

市長さんおっしゃるように一生懸命後押ししよつとですから。だから、前市長の西原先生も、私は一生懸命やとつたから、いいまちができとつと思うですよ。今後もしっかり応援させていただきたいと思っております。

おっしゃるように、私自身も今度の選挙では企業誘致で働く場所、あるいは子育て、教育環境の充実、そして未来づくりというようなことで訴えてきたところでございます。特に、児童・生徒を対象とした給食費の半額補助に関しましては力を入れて取り組んでまいりたい、このように思っております。

そのためには、今度新しく4億円から足が出ると、本当にそうした総合市民センター関係あたりがあるわけですが、そうしたことに対する予算計上をせんで、全部の子供さんに半額補助じゃなく全額補助、そういうことができるような取り組みをやるために諦めるのはどげんですか、遅うなかすとか、そういう方法もあると思いますよ。

それから、市長後援会長、元みやま市議会議員でございますけれども、当時の議会では仮称みやま市総合市民センター建設等々の可決承認にかかわられた方なんです。松嶋市長の事務所開きか出陣式であったのかはわかりませんが、いわゆる箱物建設に反対というような挨拶をされておるようでございます。

今回、先ほども言いますように4億円もの補正額を計上するというようなことで、総合市民センターの建設を実行されるわけです。もし——もしですよ、否決とかになりましたら、本当に失礼な話ですが、これは市長に対する不信任というようなことにつながってまいります。

しっかり首をかけて、不退転の決意でこのことに対する提案をやられるのか、挑み方としてお尋ねをいたしたいと思えます。

時間がないので、最後に一つお願いしたいと思います。

本当に市長には大きなお世話となるような話をするかもしれませんが、私は地方政治家として旧山川から、先ほど言いますように24年、7期目のチャレンジをさせていただき、本当に多くの市民の皆さんからお世話になった次第でございます。

1期4年間はあるという間に終わりますから、あと振り向く暇なく終わってしまいます。

みやま市の執行長として、あとまた次期にチャレンジされるというようなことであれば、本当にお世話な話ですが、3年後の再選に向けてのきょうから3年間ではなく、あと1年というようなことで頑張っていたかかないといけない、このように思っております。

最後に、みやま市の発展にどのようにやられるのか、衰退の一途をたどっておるといふうに思っております。市長は、私もいろいろなところへ行きますけれども、流鏑馬の話ぐらいで余り出やらんですね。ちょっと聞かせてください。ちょっとオーバーするかもしれんけど、答弁だけお願いします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

市の発展のために全力を尽くして頑張る所存でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（瀬口 健君）

ちょっと上津原議員に今お尋ねしようかと思っておりますが、10分ぐらいの休憩をとった上で大丈夫ですかね。よろございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、10分間の休憩にいたします。ここの時計で11時25分から再開をいたしたいと思っております。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩を閉じまして会議を再開いたします。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

瀬口議長に対する議長不信任、それから議員の辞職というようなことで動議を出させていただきます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

手を挙げてください。

〔賛成者挙手〕

○議長（瀬口 健君）

ただいま15番牛嶋利三君からみやま市議会議長瀬口健君へ不信任並びに議員辞職勧告の動議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立をいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時26分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（瀬口 健君）

休憩を閉じまして会議を再開いたします。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

休憩前に動議ということで、その動議の内容が、瀬口議長に対する議長不信任並びに瀬口議員に対する辞職勧告というような、決議案の提案理由ということでございましたけれども、ここでの問題については、休憩を挟んで議会運営委員会が開催されておりますが、私も傍聴させていただく中で、両方での提案ということにいささか問題があるんだというような話でございました。

したがって、今回のこの動議といたしましては、瀬口議員に対する議員辞職ということの1本をお願いをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

ただいま15番牛嶋利三君より辞職勧告というようなことでお諮りをお願いされておりますが、皆さんの御意見はどうでございましょうか。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

そしたら、お諮りをいたします。ただいま牛嶋議員よりありましたこの件について、議会運営委員会が開催をされております。その協議内容につきまして議会運営委員長より報告をお願いいたします。前原議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

それでは、先ほどの件でございしますが、議会運営委員会を開催いたしました。その報告をいたします。

今回、瀬口議員に対する議員辞職勧告の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることを決定しました。

審議方法についてでございますが、直ちに行い、即決とし、採決方法は起立採決とします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

お諮りいたします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

本件につきましては、私の一身上に關することでございますので、副議長と交代をさせていただきます。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（宮本五市君）

それでは、地方自治法第106条第1項の規定により私が議長の職務を行います。

#### 追加日程第1 瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議の件

○副議長（宮本五市君）

追加日程第1. 瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議の件を議題といたします。

本件は地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、16番瀬口健君の退場を求めます。

〔瀬口 健議員退場〕

○副議長（宮本五市君）

提出者の説明を求めます。15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

執行部の皆さん、そしてまた傍聴者の皆さんには、午前中からいろいろと手違いばかり多いようございまして、お待たせしております。大変申しわけございません。

それでは、早速、ただいまから瀬口議員に対する議員辞職勧告の提案理由を説明させていただきます。

議会は住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関でござ

います。日本国憲法の第8章には地方自治が設けられております。第93条には「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と定め、地方議会の設置根拠が憲法で保障されております。

議会は多数の議員で構成され、住民に最も身近で、住民の声を肌で感じる存在として、まさに住民を代表する機関でございます。このことは議会の役割の中で最も重要な点でございます。また、このことは、議員さん諸氏には特に耳が痛いかもしれませんが、御理解をお願いしたいと思います。

議会は、住民の代表である議員が案件について質疑、討論、採決を行う場所であり、議員全員の徹底した議論を行う、これを本質としたものであります。議会は住民から直接選ばれた一定数の議員で構成される合議体でありまして、その意思は会議における議決の形であらわすものでございます。このために議会を主宰する議長が置かれまして、議長に事故がある場合に備え、副議長も置かれているところでございます。地方自治法第103条であります。

地方自治法第104条には、議長の議事整理権、議会代表権が規定をされてございます。「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」と決められてございます。そして、議長はその職務遂行に当たっては常に冷静に、しかも公平に、地方自治法、会議規則等の関係法令のほか、会議規則ののっとり議会の運営に万全を期さなければならないと思っております。

しかし、そのような中にあり、瀬口議長はさきに述べた地方自治法第103条及び第104条に示す内容とは著しく異なり、議会の円滑な運営に万全を期されていないと判断するものであります。

御案内のとおり、令和元年第3回みやま市議会定例会は9月10日から9月20日までの11日間と決定し、まさにきょうは3日目を迎えたところでございます。9月11日、そして、きょう12日の2日間が一般質問日として設けられておりますが、質問予定のそれぞれの議員諸氏には締め切り日の9月2日正午までに瀬口議長への質問通告を行い、事務局ではその整理作業に沿って執行部との質問展開を模索していただいたところでございます。

先ほど一般質問で申し上げましたところでございますが、新しい議会の中で瀬口議長が就任され、最初の議員全員協議会が8月9日、金曜日でございますけれども、午後1時半より開催をされ、いろいろな協議をいただく中で、条例、規則、そのような説明があり、まさにその中で政治倫理条例に対する説明がございました。

この中で、瀬口議長はみやま市政治倫理条例に違反しているのではないか、そのような思いで、額面を消した1通の小切手の写しを示したところでございます。瀬口議長は、金額は隠さんでよかですよ、何で今ごろそげんか話ば出すとですか、俺ば議長から引きおろそうごたつとですか、俺も何でん知つとつですよ、選挙違反からいっばい知つとるけんばらすですよと興奮ぎみでした。本来であれば私はまだうんともらつてよかった、仕事取られて迷惑しとつとですよなどと反論をされる中で、牛嶋さんにも——私でございますが、牛嶋さんにも100千円やったら喜んどつたやなかですかなどともその事実を求められ、そのことは全議員も聞いております。まさに8月20日の午後1時半からの全員協議会でも、一般質問で申し上げましたとおり、市長、副市長、総務部長・課長、4氏にも御同席をいただいて、内容はそのごとく御理解いただいておりますと理解しておりますところでございます。

ちなみに、政治倫理審査会への審査請求は、8月30日付で署名者約130人分をつけまして請求されておるところでございます。

調査請求の対象となる事由の内容はただいまから申し上げますけれども、調査請求の対象となる事由の内容、平成25年5月、[ ]工事、[ ]が下請業者——サブコンで受注し、契約を行っております。

作業内容は、[ ]及び基礎くい撤去により発生するコンクリート、瓦れき類、廃木材、敷地内の植木等伐採材の運搬、破碎、中間処理までの一切となっております。[ ]敷地内の植木伐採工事は5月20日月曜日に開始、5月25日土曜日までの6日間で終了しております。

5月初めごろ、瀬口議員より西原前市長へ、[ ]敷地内の植木伐採処分の作業を[ ]が経営する[ ]へ受注させてほしい旨、依頼の相談があった。しかし、[ ]には業を行う県知事許可もなく、西原前市長は断られたとの説明を瀬口議員さんにするが、本来であれば植木伐採の仕事は[ ]が受注できるところを[ ]から横取りされ大変迷惑しているので、受注できなかったその見返りに[ ]から1,000千円ぐらいをもらっていただけないだろうかとなったが、瀬口議員からの相談は、作業が終了しているにもかかわらず、9月中旬ごろまで続いた。西原前市長は瀬口議員のこの執拗な相談に困ったあげく、[ ]に、牛嶋議員——私を介した電話で、瀬口議員が納得するためには[ ]は伐採工事等の作業を一切していなくても[ ]から1,000千円を支払っていただき、終わ



15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

13番中島議員の質問にお答えいたしますが、これは私自身が当人ではございませんので、その部分、定かではございませんけれども、[REDACTED]に私が聞いたところでは、逆に私が中島議員さんと変わらんような質問を受けとるわけですね。何のために、この調査請求の対象となる事由の内容でもお話ししましたとおり、何の契約書もない、請求書もない、仕事も何にも一切していない。なのに、なぜ1,000千円やらなければならなかったのかですね。今でもその金は戻ってくるものかどうなのかというような質問を逆に私が受けております。そういうことです。

○副議長（宮本五市君）

ほかにございませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

今説明をお伺いしたんですが、私の印象を申し上げ、ちょっと質問になるかどうかわかりませんが、その中でいけば、業者間の話というふうな分ではちょっと私は理解できなかったかなというふうに思っております。どこに議員が介在されたのかというのをよければ教えていただきたいというふうに思いますが。（「済みません、もう一回ちょっと」と呼ぶ者あり）

説明の中でいけば、業者間での話というふうなことで私は理解をしたつもりでありまして、その中でどこに議員が介在したのか、そこら辺を具体的にもうちょっとお知らせ願いたいと思っております。

○副議長（宮本五市君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

9番上津原議員の質問にお答えいたします。

このことは、日にちから申しますと平成25年5月から始まった話でありまして、9月25日、要は支払いの日にちに、[REDACTED]が25日、そして、[REDACTED]の名前がついた会社は幾つもございますけれども、その全部が、給与の支払い等々も含めて大体25日が支払い日になっておるようでございますが、そこまでに至るまでにですね、いろんな日にちの中で、前市長等々、例えば、プライベートのことを言うと大変——言っているのかどうか、ちょっ

とわかりませんが、お昼御飯を食べたりとか、いろいろおつき合いも皆さん御承知のとおりあっておるわけですね。

そうしたところで、前西原市長は随分とこのことについては要求され——要求と言ったらなんですが、相談されて、そのことについては元請会社、当然ゼネコンさんですから、安全第一というようなことで、作業のできる許認可等がなければ、恐らくそれは無理なことは私も十分理解しておるわけですが、そのことでも随分、当時の瀬口議員さんから執拗に責め立てられておると困ってあったのは事実でございます。だから、私もそういうところで、以前から瀬口議員さんから前西原市長への相談があつておるといふようなことは承知しておりました。

ちなみに、これは公の場ですから、了解をもらっていないと発言できませんので、名前は差し控えますけれども、ほかにも何名かいらっしゃいます。

以上です。

#### ○副議長（宮本五市君）

ほかにありますか。6番末吉達二郎君。

#### ○6番（末吉達二郎君）

朝から牛嶋議員のほうからこういうことを起こす理由ですね、確かに怪文書等、私も初めて見る部分がありますけど、確かに個人として考えて、これをやられたら私も疑問を感じると思います。

これが8月の第1回全員協議会の際に言われて、私は終始一貫、牛嶋議員であれば政治倫理審査会に上げるんですねということを尋ねたと思います。当然それを履行されました。私はそうであれば署名もしますよということだったけど、あと、何か有志が、議員ができないということが第一で、紙を置いてあつたけど、私それがわからずにそのまましておりましたけど、私が言いたいのは、質疑というか、考え直しができないかというのは、あくまでも今、政治倫理審査会に上がるという状況の中で、そこで公平に第三者委員会で調査されて、確かに8月の最初の日に、瀬口議員がお金をもらったとか、そういう話はされました。だけど、議長には議長の言い分があるといふようなことだったから、私は政治倫理審査会に上げてしたほうが、私たちその当時は全然いない議員なんですよね。そういうことで、政治倫理審査会の結果を待ってはどうですかといふようなことを言われたのは牛嶋議員も覚えてあると思いますけどですね。

それで、今の段階で動議の取り消しとかはできないかもしれないけど、そこはそれを待つと、第三者の公平な委員会を待つというようなことはできないものか。これは質疑になるかどうかわかりませんが、よかったら、答えられるものなら答えていただきたいということで聞いております。

○副議長（宮本五市君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

6番末吉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まさに末吉議員おっしゃるとおり、これは一般質問の中でもお話しさせていただいた経緯がございますけれども、今回、私どもの申し合わせということで、今回も2年交代での議長、副議長、そして、常任委員会等々もそれぞれ正副委員長さんの選出があったわけでございます。

このことについては、私の支持者、支援者、そうした皆さんにはお話ししておりますけれども、実は私のプライベートなことでもちょっと申しわけございませんけれども、温泉を山川に1本掘るとるわけですね。三加和にも1本掘っております。山川で温泉を掘るとるのは、1,200メートル掘って、どんどんお湯が出よつとですよ、11年前からですね。だから、それをそのままほったらかして金ばかりかけとるもんやけんがら、やっぱりうちもいろいろな経済的な部分もありますし、いつまでも議長を務めさせていただいて、そっちのほうがちよっと留守かいとるから、そっちのほうを手がけたいちいう私自身の気持ちもありましたし、ほかの仲間の議員諸氏も、牛嶋さん、同じ議長をするとしたら、あとの2年ぐらいを、どういうふうになるかわからんけど、そういうふうにするようにしたほうがよくなかですかと、本当に貴重な、ありがたい意見もいただいたから、今回は議長は——せんとかするとかやなくして、その意欲はなかったっですよ。

ところが、末吉議員もおっしゃった、いろいろ皆さんにも御一読いただいた、本当にひきょうきわまりない、ああした卑劣な文書が入るとるわけですね。私の今までのリーフレットには、旧山川町からの24年間の地方議会議員としてのいろんな一抹の活動をさせていただいた経緯を記して全部示しておりました。それを全部ですね、それにうちの、一心会と申しますけれども、この会での総意だというようなことでああいった文書を書かれとるわけです。

ですから、それは恥なことで申しわけない、本当に恥ずかしいけど、私の兄弟は5人おっ

て、私は3番目なんです、長男が山川運送で、あとは全部やくざです、昔の。今も懲役も  
行っております。1人は亡くなりました。私が一番悪かったですよ、5人兄弟のおる中で。  
だから、鑑別所も何遍か行ったり、ほとんど瀬高警察署少年房は私が1人おりました。だか  
ら、それは冗談交えた話ですが、当時の瀬高警察署長は、おい牛嶋君、おまえが1人おら  
んと——今の郵便局のこっち、恵比須町に瀬高警察署はあったけど、おまえが1人おらん  
ぎつと瀬高警察署は要らんとばいて、こういうあれでした。だから、私がこれだけ成長した  
から警察が要らんごなって柳川になったつかもしれんけどですよ。

そういうですね、先を案じられるような少年時代もありましたけれども、それこそおふ  
くろとかおやじがしっかり私を産み育ててくれた、本当に育てていただいた、そうした一  
時期があつて今があると思っております。だから、絶対やり損なうことのない、もう他  
界しておらんけれども、私は草葉の陰にいつでもですね、ありがとうちというような話  
のできるような立派な議員で市民のために活躍せないかんち、今もそれは思つてお  
ります。だけど、ああいうあれがあつたもんやけん、これも出らんなら私が認めたこと  
になるんじゃないかというようなことで、うちの後援会も出れて。だから、議長に  
私が当選する当選しないは関係なかつたつです。

そして、なおまさに今回の瀬口議員に対する、今まで長いこと仲間できてきとつとけ  
残念ですよ、こういうふうな議員辞職勧告を突きつけるとか。しかし、断腸の思いで  
出しております。なぜかちいうと、そこまでやられて立ち上がらんならどうすつ  
ですか。だから、皆さんに心ある人は署名もしてくれんですかと。今回もこの  
ことによつて、今から即決で起立表決があるはずですよ。立ってもらわんでいい  
ですよ、心ある人が立ってもらえばいいですよ。そういう思ひですよ。瘦せても  
枯れても腐れてもタイですから、みやま市の議員です。そういうことですよ。

○副議長（宮本五市君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

牛嶋議員の熱い気持ちが伝わりますけど、私としてはるる——るると言う  
と耳ざわり悪いかもしれんけど、第三者委員会のことを待たれないかとい  
うことをちょっとしたけど、多分それはもうそういう時期じゃないとい  
う思ひだろうということに理解してよろしいですか。

○副議長（宮本五市君）

答弁要りますか。

○6番（末吉達二郎君）続

いや、もうそういうことであればいいです。

○副議長（宮本五市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

なお、瀬口健君からの弁明は希望しないとのこと。

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

今3名の議員さんから、恐らく心ある議員さんからの質問だったというふうにうれしく理解しております。

何回も言うようでしつこいようですが、御起立いただけなくてもいいんですよ。これがみやま市議会の議員だというような自負心もありますし、何回も言っているように、皆さん一人一人が御承知のように、この議会の場をインターネット配信ですか、私は今の最新の文明の利器はわかりませんが、配信されとっと思うんですよ。だから、どれくらい本市の市議会議員が、それは仲間ですから、さっき言うようにですね。断腸の思いです。そういうことをやるのはつらいですよ。しかし、やっぱり是は是、非は非、きちっとマル・バツの結果をつけてこそ、市会議員、市民の皆さんの代表者だと自負しております。そういうことです。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

ただいま議題となっています瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議の件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なし。よって、瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議の件については委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議の件については、ただいまのところ通告があつておりません。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

ただいま7番古賀義教君から討論の申し出がありましたので、暫時休憩といたします。

午後1時34分 休憩

午後1時42分 再開

○副議長（宮本五市君）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまより討論を行います。7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

反対討論をいたします。

いきさつ不明、疑惑の段階では判断ができませんので、私としては議員辞職勧告に反対します。

○副議長（宮本五市君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

私はこの動議に賛成をいたします。

先ほど資料も配られたと思いますが、平成20年6月6日に新しい議員で政治倫理条例の特別委員会が開催されて、そのとき私も委員の一人でした、9人おられて。今の瀬口議長も委員だったと思います。それで、私たちが決めた条例を議員みずから破るというのはもってのほかです。

政治倫理条例の第3条の2項に、「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。」、こういうふううたっているのです、全くアウトです。私も16年議員をしておりますけど、金品の授受でこの政治倫理条例にかけられるとは初めて見ます。

それで、8月9日に瀬口議長は、1,000千円は小切手でいただいたと言って認めてあるし、そのとき言われたのは、前市長からだまされて、もうちょっと金をもらってもよかったということも発言されております。よって、私はこの動議には賛成をいたします。

以上です。

○副議長（宮本五市君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（宮本五市君）

起立少数です。よって、瀬口健君に対する議員辞職勧告の動議の件は否決されました。

瀬口健君の入場を許可します。

〔瀬口 健議員入場〕

○副議長（宮本五市君）

ここで議長と交代します。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（瀬口 健君）

一般質問を再開をしてみたいです。

続いて、9番上津原博君をお願いします。

○9番（上津原 博君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。議席番号9番の上津原でございます。議長の承認をいただきましたので、通告に基づき、放課後児童クラブについてお伺いをいたします。

学童保育から放課後児童クラブへと変わっております。児童クラブの申し込みについては、一定の条件があるものの、現在は小学校6年生の児童までが申し込みができる環境になっていて、かなり充実がされているのではないかと考えております。

しかし、各児童クラブの建物の広さの問題、課題もあり、各児童クラブにおいては、受け入れには制限がされている現状もあるのではないかと考えます。

南小学校においては、現在、運動場の南側には新しく建てていただいて、その中では南小

学校においては児童クラブへ通いたいという方の待機児童については若干ではありますが、解消がされるのではないかというふうに思っております。

また、今定例会においては、下庄小学校の放課後児童クラブの増築という設計委託料が計上されております。これについても、下庄については、かなり待機児童についても解消ができるのではないかなというふうに思っております。

しかし、放課後児童クラブのほうに預けていない保護者の方の中には、やはり子供たちと一緒に過ごしたいという思いもあり、学校の開校日のときには子供の下校時間に合わせた仕事を選びながら、そういったところに仕事についていらっしゃるという方もいらっしゃるというふうに思います。

しかし、そういった方も、学校の長期休暇、いわゆる夏休み、冬休みのときにはどうしても仕事が休めない、そういったときに、そのときだけでも何とか児童クラブのほうで預かってもらえないかというような保護者の方たちの要望もあるというふうに思います。

みやま市は、安心子育てというような部分を推進されているというようなことを思っておりますので、その安心子育ての充実となるような環境整備が必要ではないかというふうに思います。その対応を今後、検討するのかということで、6点についてお伺いしたいというふうに思います。

具体的事項1として、現状をお聞きしたいというふうに思います。

今、各児童クラブの設置状況についてはどういったことになっているのか、具体的に言えば、学校の空き教室等を利用している、あるいは、もしくは敷地内に設置されているなど、具体的事項2としては、支援員の方についてお伺いしたいというふうに思います。

支援員の皆さんについては、ある程度支援員の資格と申しますか、それが若干緩和されて、今までは県の研修に参加ということでもありますけれども、これが指定都市だったろうというふうに申しますけれども、そういったところでの研修でも可ということで、研修体制についても若干ではありますけれども、緩和されたというふうに申しますけれども、今現在の児童クラブの支援員さんの配置について、本当に十分に配置されているのかということと、あと、その支援員さんたち、みやま市だけが放課後児童クラブがあるわけではありませぬので、近隣とのそういった方たちとの処遇については、どういった関係にあるのか、劣ってはいないのか、そこら辺の調査がされているのか等を含めてお伺いしたいというふうに思います。

具体的事項3として、先ほど申しました長期休暇時における児童を受け入れた場合の課題

についてでございます。

施設の中には、やはり1人頭の気積空間という課題もありますので、そういった施設の広さ、あるいは支援員さんの配置状況を含めて、そういった課題があるのか、ないのかというふうなこともお伺いしたいというふうに思います。

それと、あと具体的事項4として、今回、南小学校の敷地内に設置された児童クラブについてでございますけれども、運動場の南側に設置がされております。保護者の送迎時のとき、そこには南側に1本の道路が走っております。ここは、市道にはなっておりますけれども、かなり狭い道路であります。そこに親御さんたちが迎えに行けば車の離合ができない、そしてそこも生活道路ということになっておりますので、その道路の利用についてはどのような考えでいるのか、そしてあと送迎の方については、どこを利用して送迎をするのか等を含めてお伺いしたいというふうに思います。

あと、具体的事項5として、いわゆる小学校の児童であります。もちろん、小学校の教職員の皆さんと児童クラブの支援員の連携については、大変重要ではないかというふうに思っております。

これは、1つ聞いた例でありますけれども、小学校の下校時で、本来なら児童クラブに来る子供が来なかった、この連絡体制がなかなかできていなかったということで、仕事に行っていらっしゃる親御さんのところまで連絡が行って、その子供を捜すというような状況があったというふうな話も聞き及んでおりますので、そういった部分を含めて小学校の教職員の皆さんと児童クラブ等の支援員の皆さんの連携について、どのようなことを取り組んでいらいらっしゃるのか、またその課題について、どういった課題があるのかというのをお伺いしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

**○議長（瀬口 健君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

では、上津原議員さんの放課後児童クラブについての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の各児童クラブの設置状況でございますが、本市では現在、10カ所において放課後児童クラブを開所しております。そのうち、大江小学校、岩田小学校、江浦小学校は校舎建物内を利用し、他の7小学校につきましては、小学校敷地内にある専用施設を利用している状況でございます。

次に、2点目の支援員についてでございますけれども、平成28年度より、一般社団法人みやま放課後児童クラブへ業務を委託し、実施しております。支援員の配置につきましては、法人との契約書において、児童数が24人までは支援員は2人、25人から44人までは3人、45人から64人までは4人、65人から84人までは5人、85人以上は6人以上と定めており、現在は適正に配置されております。

次に、長期休暇で児童を受け入れた場合の課題についてでございますけれども、制度の改正により対象児童が6年生まで拡大されたこと、核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、放課後児童クラブのニーズが拡大しており、現在の施設では定数を上回り、待機児童が発生しているクラブもございます。

さらに、長期休暇中は受け入れ児童が御指摘のようにふえるため、定数以上の支援員が必要となり、クラブによっては長期休暇のみの受け付けが難しくなっているところもあります。

施設に関しましては、今年度は、南校区放課後児童クラブの施設整備を行っており、来年度は下庄放課後児童クラブの施設整備を予定しております。

今後も教育委員会や学校等と連携しながら、余裕教室等の調整や施設の確保が困難な場合は、必要に応じて施設の整備をしていきたいと考えております。

また、支援員の確保につきましては、法人と連携しながら、広報やポスターの掲示、ハローワーク等で募集を行っており、今後も引き続き人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の南小学校敷地内に設置された児童クラブについてでございますけれども、南側道路につきましては御指摘のとおり道路が狭いため、送迎時の離合ができないなど、安全面が確保できないため、学校とも協議を行い、使用しないことといたしております。送迎の際の駐車場の確保や経路については、現在、関係機関で協議を行っておりますので、決定しましたら保護者の方への周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の小学校教職員と児童クラブ支援員の連携についてでございますが、現在、各学校ごとに、学校の先生とクラブの支援員による情報交換が行われております。

しかしながら、現状は各学校によって開催回数などに違いがありますので、今後は各学校において定期的を開催することや、関係機関での情報交換を図ることなどを協議しているところでございます。

それにより、学校や放課後児童クラブが抱える課題の把握や解決の方向性を見出し、情報

の共有を図ることで、子供たちにとって、安全で安定した遊びや生活の場を提供し、健全な育成に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

ありがとうございました。

まず、順を追って、いろんな部分をお聞きしていかなければならないかなというふうに思っております。

まず、今、補正予算の中で出されております下庄の放課後児童クラブの増設、これについては今、上庄も放課後児童クラブは開催されているというふうに思いますけれども、今後、仮に下庄を増設された場合、その上庄の利用についてはどのようにお考えになっているのか、私自身の思いとすれば、やはり上庄の親御さんの思いとすれば、やっぱり近所にあったほうが良いという思いもあるのかなというふうに思いますが、そこら辺の今後の思いについてお伺いしたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

松藤子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（松藤典子君）

上庄放課後児童クラブの件についての御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、今回、下庄放課後児童クラブの設計委託の補正予算をお願いしているところございまして、来年度、増築のほうを計画しているところでございます。市といたしましては、小学校が2つ、上庄、下庄一緒になりまして、瀬高小学校という形になりますので、放課後児童クラブも整備が終わりましたら、上庄、下庄、1つの放課後児童クラブとして運営をしていきたいというふうに考えております。

○議長（瀬口 健君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

1つの児童クラブでの運営をやりたいということでもありますけれども、下庄小学校にあと1つ増設されれば、この間の説明を聞いた中で、百二十数名程度、そのくらいを受け入れる

ことができるというような話だったのかなというふうに思いますが、それでいけば、支援員さんの配置の数、これについて、早急に手だてもしていかなければならないというふうに思いますが、仮に下庄の放課後児童クラブの支援員さんの数と上庄にお勤めの支援員さんの数だけで足りるのか、それともあと補充をしていかなければならないのか、そこら辺についてはどのような状況になっているのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（瀬口 健君）**

松藤子ども子育て課長。

**○子ども子育て課長（松藤典子君）**

先ほど答弁の中で申し上げました、今現在の配置については法人との契約の中でお示ししております定数をクリアしているというところがございますが、単純に下庄と上庄と一緒にした場合、上庄の現在の支援員さんが下庄の放課後児童クラブに入るというところと、それで足りるのかというところがございますが、法人のほうと一緒にしたときに、ちょっと今の段階では単純に上庄と下庄と一緒にした場合には適正な人数になろうかというところではありますが、今後また児童数もふえるというところで、その分の支援員さんの補充が当然必要になることも想定されております。

ただ、それに関しましては、募集等も今、行っておりますので、引き続き募集等を行っていくとともに、法人のほうとその人数の適正、また安心・安全に子供を預かれる人数と、支援員さんの配置という分について、十分協議をしていきたいと思っております。

**○議長（瀬口 健君）**

9番上津原博君。

**○9番（上津原 博君）**

そういったふうにいけば、十分な協議も含めて、やはり行政のかかわりについても、そこら辺を含めてきっちりと中に入っていただき、一緒に協議会の皆さんと話をさせていただきたいというふうに思います。

それとあと、この一般質問の大きな分についていけば、やはり長期休暇のこのときの取り扱いについてでありますけれども、ここについてはかなり多くの保護者の方がそれを利用したいというような部分よりも、各児童クラブに通わせている保護者の中には、できればそういったときには利用させていただきたいという方については、そこまで極端に多くはないのではないのかなというふうにもちょっと思いますけれども、答弁の中でいけば、定数以上の

支援員が必要とか、あるいは長期の分の受け付けがやはり厳しくなっているというような答弁でありますけれども、やはり通常、普通の小学校の開校日、先ほど冒頭申しましたように、やっぱり親御さんは仕事についてもできるだけ子供と一緒にいたいというような方も中にはいらっしゃると思います。どこかのよもやま話ではありませんけれども、子供は小学校におった方がいいというような、そんなことを言わっしゃる方もいらっしゃいますけれども、本来、やはり子供は両親のもとできっちりと育ていったほうがいいというふうに思いますけれども、どうしてもそれで厳しいというような状況が、やはりその長期の休み等は仕事があると。やはりどの家庭でも生活があるというふうに思うんですね。やはり仕事をしなければ生活ができない、そういった家庭にもぜひとも手を伸ばせるような施策をぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思い、今回のこの質問をさせていただいております。

先ほど答弁の中にも、施設の状況とかなんとかがあれば改善するというような答弁もいただいておりますので、やはりそういった本当にごく少数にはなるかもしれませんが、そういった声に耳を傾けていただき、その対応をやはり何とかするということと、あとは今年度にはどうしても財政を含めてできないということであれば、市として本当に安心子育てをうたう以上、そこはきっちりとしたその保護者の方に説明をしていただきたい。

今現在、小学校に通っていらっしゃる子供たちだけの問題ではないんですよ。これは今後、生まれてくる子供たち、未来にもずっと以後続いていく課題なんですよ。ここについて、今、そういった問題があるということであれば、それは今後の課題として、どういった検討をして、どういった改善ができるというところを含めて、やはり行政とすればきっちりと市民の皆さん、利用者の皆さんに説明をして、安心子育てということをきっちりとうたい上げながら、きのうの一般質問、きょうの一般質問等の中でもありますように、そこを通して定住につなげていく安心子育て、そこがみやまの魅力というようなことも、ぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思いますが、原課のほうにちょっとお伺いしますけれども、そういった長期の申し込み等について、大枠でいいです、各児童クラブでは大体何人程度がそういった希望をされているのか、把握されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

松藤子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（松藤典子君）

申しわけございません、ちょっと数字的なものが今、手元にはないんですけれども、また後

ほど御報告をさせていただいてもよろしいでしょうか。申しわけございません。

それと、長期の受け入れについてでございますが、基本的にはどこのクラブも最初の来年度、次年度の申し込みのときに、長期のみの受け付けも通常、行っております。ただ、おっしゃるとおり、南、下庄特に、ここ待機が大きいところでございますが、施設の狭小という問題等で受け入れができていないという部分もございまして、それについては来年度解消できるように市としても努めていきたいと思っております。

また、今後そういった保護者の方の声等入りましたら、近隣もどこもやはり待機に関しては課題というところを持っているところでございますが、ほかのところはどういった方法かでそういった長期の待機の解消等を行っているところ等があれば、そういったところも参考にしながら、また保護者の方のいろいろな御意見とか、そういったところもお聞きしながら、今後、研究といいますか、検討していくような形でいきたいというふうに思います。

**○議長（瀬口 健君）**

9番上津原博君。

**○9番（上津原 博君）**

検討していただくということでありますけれども、やはり先ほど申しました長期休暇というときであれば、今現在でも学校施設の空き教室利用等を含めてされていらっしゃると思いますので、学校の長期休暇のときには、やはり教室があいているというようなところもありますので、いろんな機材等を含めて、通常開放できない教室もあるかというふうには思いますけれども、できるだけそういった施設等も利用していただきながら、児童クラブの充実に向けてやっていただきたいというふうに思っております。

しかし、その中でもやはり一番の私自身も思っている課題については、支援員さんの確保、これは本当に大きな課題があるというふうに思います。

質問の中でも触れていましたけれども、近隣の支援員さんとのいわゆる勤務労働条件についてでございますけれども、これがやっぱり近隣と劣っていれば、やはり子供が好きだけではなかなか支援員さんになるというようなことも、これは厳しいんじゃないかなというふうに思っております。

ちょっと支援員さんの勤務労働条件、賃金についてでありますけれども、これについては保育園、幼稚園、これについてもある園長さんと話をしたんですが、やはり子供を好きだけでは厳しいと。やはり勤務労働条件等を含めて、きっちりと整備した状況の中で、そして、

その中で子供が安心して預けられる環境整備が必要というようなことも園長先生みずからが言っていらっしゃるんですよ。やはり放課後児童クラブについても、同じような状況があるのではないかというふうに思いますので、行政としてはできるだけそういった支援も考えていただき、よりよい放課後児童クラブの運営になるよう、よろしくお願ひしたい。そして、やはり子供は私たちの宝であります。ここはやっぱり一番大切にさせていただきながら、そして親御さんも安心して仕事に行っていただけるような環境をぜひともつくっていただき、行政の充実に努めていっていただきたいというふうに思います。

答弁については、先ほど課長のほうから来年に向けてやるというようなことをお聞きしたので、原課の中で一生懸命頑張ってくださいということを確認ができたのかなというふうに思いますので、これで終わってほしいというふうに思います。ありがとうございました。

**○議長（瀬口 健君）**

一般質問は休憩をとらずに進めてまいりますので、トイレ等は各自それぞれ行ってください。前もって申し上げておきます。

続いて、4番奥藪由美子君、一般質問をお願いいたします。

**○4番（奥藪由美子君）（登壇）**

皆様、改めましてこんにちは。議席番号4番、公明党、奥藪由美子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、初めに、10月から始まる幼児教育・保育無償化の周知徹底をについて質問させていただきます。

ことし10月1日から、国の幼児教育・保育の無償化が実施されます。無償化の対象は、2019年4月1日時点での年齢が3歳から5歳児の全世帯とゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯で、認可保育所などの利用料が無料となります。詳しくは9月号の広報みやまに掲載されていましたが、世帯収入や第2子、第3子以降の取り扱いについても各家庭の状況によって違いますので、うちの子の場合はどうなるのか知りたいという保護者の方は多いと思います。

そこで、幼児教育・保育の無償化の周知徹底について2点お尋ねいたします。

1点目に無償化対象者の現状についてお尋ねします。

10月1日の新制度スタート時に、無償化の対象となる保護者の人数と、これまでに無償化の対象となる保護者の方へ市としてどのような周知を行ってきたかをお尋ねします。

また、幼稚園等の預かり保育を利用する人や認可外保育施設等を利用する人などは、無償

化の対象となるには申請が必要であるといった大事な情報が、対象者へきちんと伝えられているか、お尋ねします。

2点目に、保護者への周知徹底についてお尋ねいたします。

内閣府は、8月からテレビCMや特設サイトの公開、専用の電話相談窓口を開設し周知していますが、市でも積極的な利用を促し、保護者の不安解消を急ぐべきではないでしょうか。また、保護者の個別相談にも丁寧な対応が必要で、市の窓口や各施設での保護者への説明や事務作業の負担がふえるといった課題もあります。今後、市としてどのように保護者へ周知徹底を行うのか、お尋ねします。

以上、2点につきまして御答弁、お願いいたします。

**○議長（瀬口 健君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

奥菌議員さんの10月から始まる幼児教育・保育無償化の周知徹底をとの御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の無償化対象者の現状についてでございますが、今回の制度では幼稚園及び認定こども園の幼稚園コース利用者は、満3歳から5歳児クラスまで保育料が無償化されます。また、預かり保育利用料につきましても無償化の対象となっており、市から保育の必要性を認定された場合は、月額11,300円を上限に利用料が無償化されます。

保育所及び認定こども園の保育園コース利用者は、3歳児から5歳児クラスまで保育料が無償化されます。また、ゼロ歳児から2歳児クラスまでの市民非課税世帯につきましても、保育料が無償化されます。

なお、今まで保育料に含まれておりました、おかず代等の副食費は無償化の対象とはなりません。

無償化の対象になる保護者の人数は、幼稚園及び認定こども園の幼稚園コース利用者が141人、保育所及び認定こども園の保育園コース利用者が624人、ゼロ歳児から2歳児クラスまでの市民税非課税世帯が49人で合計814人となっております。

無償化の対象となる保護者の方への周知でございますが、8月上旬、申請が必要となる市内認定こども園につきまして、施設を通じて説明資料及び申請様式を配布いたしました。さらに、9月に入りまして、申請忘れのないように再度、周知を行っております。

あわせて、保育所利用者に向けても無償化の案内チラシを配布しております。

また、幼稚園等の預かり保育料が無償化となるためには各施設への申請が必要となりますので、市内認定こども園に対しては説明会を開催し、制度の説明を行ってまいりました。

なお、保育者からの問い合わせに関しましては、子ども子育て課で対応することで施設への負担軽減に努めております。

次に、2点目の保護者への周知徹底についてでございます。

専用の相談窓口等もございますが、議員御指摘のとおり、うちの子の場合はどうなるか知りたいという保護者の方からの問い合わせが多いため、市では、随時、個別の相談対応を行っております。

今後、10月以降も無償化の受け付けは随時行ってまいりますので、市におきましても保護者への説明や個別相談に対応しながら、申請が必要な保護者に対して正確な情報提供を行い、保護者の不安解消に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

**○議長（瀬口 健君）**

4番奥藺由美子君。

**○4番（奥藺由美子君）**

具体的事項ごとに、また改めて質問させていただきます。

無償化対象者の現状についてでございますが、先ほど各幼稚園、認定こども園、保育所などの各それぞれの対象となる人数、内訳を教えてくださいまして、合計では814名、10月1日、制度スタート時に市内にいらっしゃるということで、8月上旬から9月にかけての再周知も含めて、市としても対応しているということで御答弁いただいております。

ただ、私も9月の広報も見ましたが、正直、よくわからない部分もございますし、あと、こういった申請が必要な幼稚園の預かり保育、また認可外保育所等の利用される方、一応、10月から制度がスタートしますが、そのスタート時に無償になるためには、9月までに子育てのための施設等利用給付認定申請書というのを各施設に提出する必要があるということですが、多分、周知は行っているとは思いますが、保護者の中には9月いっばいに出さないと10月から無償化にならないと知らなかったとおっしゃる方も必ず出てまいるかと思いますが、そういった場合、例えば10月以降に申請しても、さかのぼって無償化の対象となるのか、まず、ちょっとそのあたり、教えてくださいましてよろしいでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

松藤子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（松藤典子君）

奥菌議員さんの御質問にお答えいたします。

申請につきましては、先ほど答弁の中にもありましたとおり、8月に申請書等を配布いたしまして、9月に再度、申請漏れがないかどうかということで保護者の方へは通知を行っているところでございます。

議員さんおっしゃるように、9月いっぱいまでの申請でしたら10月からの無償化の対象となりますけれども、申請漏れ等によりまして10月に入ってから申請となった場合は、翌月からの無償化というところで、さかのぼるということではございません。

○議長（瀬口 健君）

4番奥菌由美子君。

○4番（奥菌由美子君）

今、さかのぼっては無償化の対象にならないということですので、よくよく、10月1日スタートというのは、今、先ほども言いました、コマーシャル等でもありますし、対象となる親御さん、多分、保護者の方は関心があられるので、現状のスタート時には結構、きちんと皆さん、申請されると思うんですが、今後も随時、幼稚園の場合も誕生日を迎えたら随時になりますし、3歳児クラスでも誕生日が来た翌年の4月からが無償化の対象になりますので、そういった今後、対象になる方も含めて、やはり申請漏れのために、せっかく受けられる無償化という恩恵が受けられなくならないように、しっかりと人数を把握していらっしゃるようですので、きめ細かくきちんと、追跡ではないんですが、申請されていない保護者に対しては申請忘れていらっしゃるかもしれませんとか、そういう対応が市としてもできるのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（瀬口 健君）

松藤子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（松藤典子君）

今回の改正で預かり保育の分が無償化の対象になるということで、対象者の方へは通知を送って配布しているところですが、全ての方がその申請をされるというわけではないので、申請が必要な方で申請が漏れていらっしゃるという保護者の方の把握というのが、な

かなちちょっと難しいところもあるというふうにも考えております。

ただ、今後、10月以降の分について、随時、また受け付けを行う中で、また保護者の方には申請漏れがないですかというようなところでの周知の方法とか、そういったところは検討しながら、なるべく申請が必要な方の申請漏れがないように努めていきたいと思っております。

○議長（瀬口 健君）

4番奥菌由美子君。

○4番（奥菌由美子君）

先ほど松藤課長もおっしゃったとおり、無償化の必要な方が申請漏れのために受けられなかったということがないように、市としても今後、注視していただきたいと思っております。

あともう一点、9月の広報みやまに載っておりましたけど、今回の無償化の対象事業にファミリー・サポート・センター事業も入っているということで、9月の広報紙に載せておりましたけど、念のため、これは必要な申請をすれば、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となって、費用の負担がなくなるということでよろしいのでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

松藤子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（松藤典子君）

ファミリー・サポート・センターの利用に対しての無償化の件でございますけれども、これに関しましては条件がございます、まず広報みやまのほうで御説明いたしますと、認可外保育施設、保育所や認定こども園等を利用できていない方で、いわゆる保育の時間等と開所日数が少ない保育、そういった施設に行かれています子供さんが対象というふうになります。

また、今、申請を受け付けております1号認定、認定こども園に通われている幼稚園コースの方が預かり保育を利用して無償化対象の預かり保育を利用される方につきましては、市内では通常、条件が1日の預かり時間が8時間未満でしたり、年間の開所日数が200日未満という短い時間で開所している保育園施設はございませんので、そのような施設に通われているお子さんにつきましては、預かり保育のみが無償化の対象ということになっております。

済みません、もしも利用される方がいらっしゃった場合は、申請が必要になってまいります。

○議長（瀬口 健君）

4番奥菌由美子君。

**○4番（奥菌由美子君）**

今、御説明はいただきましたけど、やはり各お子さんの状況によって、今のファミリー・サポート・センター事業も利用できる条件があるということで、やはり個別に細かく、本当にうちの子の場合どうなるのという、そういう細かい対応が、やっぱり必要になってくるのではないかと思います。

2点目の保護者への周知徹底についても絡んできますけど、そういった幼稚園、保育所、認定こども園、いろんなお子さんがいろんな形で御利用されていらっしゃいます。

先ほどもありましたけど、申請書の受け付け等も含めて、また、やはり市の窓口で個別相談にも、今、対応していただいているようですが、やはり保護者の方にとっては保育園の先生とか幼稚園の先生とか、身近な先生たちにどうなるのかと、やっぱり聞かれると思います。

やはり各施設の保育園の先生たち、幼稚園の先生たち、非常に忙しい毎日、業務をされているということで聞いております。各施設のそういった保護者への説明も含めた事務負担がふえるということも容易に予想はできますので、先ほどちょっと聞いただけでも非常に細かくいろいろ決まりがあるようですので、そういった各保護者への個別の丁寧な説明というのが、やっぱり必要になってくると思います。そのあたり、市のほうで、ちょっと臨時の職員を今度、補正予算でも上げていらっしゃるようですが、そのあたり、ちょっと御説明いただいてよろしいでしょうか。

**○議長（瀬口 健君）**

松藤子ども子育て課長。

**○子ども子育て課長（松藤典子君）**

今回、園のほうにお願いをして申請書の受け付けを行っていただいておりますが、そのとき配布しておりますチラシ、パンフレット等には、問い合わせ先は全て子ども子育て課というふうに明記をいたしております。また、保育園の園長先生方に今回の御説明をさせていただいたときにも、相談等につきましては市のほうへしていただくようにということでお伝えをしているところでございます。

やはり、今回、今、申請書を園のほうでお願いをしている分の入力作業ですとか、また、今後も電話での相談対応ですとか新規の受け付け、また入力や保育園への通知等、業務がふえてまいります。先ほど議員おっしゃられたとおり、今回、臨時職員のほうをお願いいたし

まして、そういった新たに発生する業務に関してお願いをするところで、今現在予定しております。

○議長（瀬口 健君）

4 番奥菌由美子君。

○4 番（奥菌由美子君）

各施設の先生方にもしっかりと、全て問い合わせは市の子ども子育て課へということでお話はさせていただいているということでございます。臨時職員もふやしていただくということですので、今後も10月1日制度がスタートして、また、いろいろと問題点、課題点等も出てくるかと思いますので、まずは対象となる保護者の方へ丁寧に、また個別の相談にもしっかりと対応していただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

じゃ、最後に一言だけ、お願いします。

○議長（瀬口 健君）

松藤子ども子育て課長。

○子ども子育て課長（松藤典子君）

議員おっしゃるとおり、今回の制度改正は非常に複雑だと私も感じているところです。何度も読み返してもなかなかすぐに理解できない部分とか、新しい言葉とかが出てきまして、本当に保護者の方も自分のところはどうなんだろう、申請の必要があるのだろうかというような相談が市のほうにもございました。

今後も、そういったところで保護者の方の不安を解消できるように、また、本来申請すれば無償化になる方が、1カ月または何カ月もおくれて申請というところがないように、また、相談に対しまして、きめ細かな相談と御説明をしながら業務を進めていきたいと思っております。

○議長（瀬口 健君）

4 番奥菌由美子君。

○4 番（奥菌由美子君）

ぜひ、せっかく子育て世代にとって非常にありがたい制度でございますので、皆さん、必要とされる方がきちんと恩恵を受けられるようによろしく願いいたします。

続いて、2問目に行きます。

○議長（瀬口 健君）

4 番奥蘭由美子君。

○4 番（奥蘭由美子君）（登壇）

次に、2 問目、児童・生徒へ SNS 等を活用した相談体制の拡充について質問させていただきます。

学校が夏休み明けを迎える 8 月下旬から 9 月上旬は子供の自殺が特に多い傾向にあり、18 歳以下の自殺が 1 年間で最も多いのは 9 月 1 日という内閣府の調査もあるように、新学期をスムーズに迎えられない状態にある子供は少なくありません。子供の SOS を見逃さないよう、いじめを含め、さまざまな悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題となっています。

また、神奈川県座間市で起きた SNS を利用した高校生 3 名を含む 9 名の方が殺害された残忍な事件を受け、若者が適切な相談相手にアクセスできるようにし、また、対面や電話が苦手な子供のために SNS 等を活用した相談体制の構築が求められています。

そこで、2 点お尋ねします。

1 点目に、みやま市の相談体制の現状についてお尋ねします。

みやま市では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室のほかにヤングテレホンみやまの相談事業を行われていますが、過去 3 年間の相談件数と相談内容の内訳についてお教えてください。

2 点目に、子供たちが相談しやすい体制の構築についてお尋ねします。

文部科学省は、児童・生徒を対象に SNS による相談を行う自治体に補助金を出しており、全国で 30 自治体が実施しています。30 自治体の内訳は、都道府県が 19、指定都市が 8、市町村は 3 で、市町村で実施されている自治体は少ないのですが、その中の一つに大津市のおおつつこ相談 LINE があります。市立中学校の生徒が対象で相談のハードルが低く、既存窓口と比べ、多くの相談が寄せられたとのことでした。

みやま市でも、既存の相談窓口の拡充も含め、SNS 等も活用し子供たちが相談しやすい体制の構築が必要ではと考えますが、市の見解をお尋ねします。

以上、2 点について御答弁、お願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

## ○教育長（待鳥博人君）（登壇）

続きまして、児童・生徒へSNSなどを活用した相談体制の拡充をの御質問にお答えいたします。

まず、1点目のみやま市の相談体制の現状についてでございますが、それぞれの過去3年間の相談件数と相談内容について御説明いたします。

スクールカウンセラーとは、学校現場で子供や保護者など心のケアを行う支援員で、中学校には県費で4名配置しており、平成30年度からは小学校にも、この方々のうちから3名を市費で雇用し、巡回していただいております。

相談件数は、平成28年度におきましては434件、平成29年度は544件、平成30年度は813件の相談件数となっており、主な相談内容は健康・保健関係、発達障がい、不登校、進路といった内容が多くなっております。

次に、スクールソーシャルワーカーですが、こちらは児童・生徒間の問題に対し、保護者や教職員と協力しながら問題の解決を図る専門職です。主に家庭問題まで掘り下げて、児童相談所などの連携を通してケアしていただいております、1名を市雇用で配置しております。

相談件数は、平成28年度は361件、平成29年度は368件、平成30年度は1,320件の相談があり、内訳は家庭環境問題、不登校、発達障がいが必要な相談内容でございます。

次に、適応指導教室さくらです。ここは、心理的・情緒的な理由などにより、登校できなかったり、学校に行きたくても行けない状態にある子供の心の安定を取り戻し、回復に努め、学校復帰と社会的自立へ導くために設置しております。教室には、1名の指導員を市雇用で配置し、不登校の子供たちの指導を行っております。

教室への相談件数は、平成28年度が109件、平成29年度は278件、平成30年度は253件となっており、相談内容は学校への復帰、進路進学、人間関係が主なものでございます。

その他、教育研究所にも、所長、所員によります電話相談窓口を設置して保護者などからの相談を受け付けております。

最後に、ヤングテレホンみやまです。こちらは、市が開設しております青少年向けの電話相談窓口でございます。研修を受けた専門の相談員による、いじめ、身体の成長、親子関係、子育ての悩みなど青少年に関する保護者からの電話を受け付けております。

相談件数は、平成28年度が46件、平成29年度は45件、平成30年度は68件となっており、内訳は性に関することや家庭問題に関するものが増えております。

いずれも件数が増加傾向にあります。この間、相談体制の拡充を図ってきておりますので、件数が伸びてきたものと思われま。

次に、2点目の子供たちが相談しやすい体制の構築をについてでございますが、文部科学省は全国で相次ぐ子供たちのいじめや自殺を受け、問題の深刻化を未然に防止する観点から、いじめを含め、さまざまな悩みを抱える子供たちからの相談に対する多様な選択肢を用意する取り組みとして、SNSなどを活用した相談体制の構築を推進しております。文部科学省としては、原則として県レベルを事業主体とするような広域での取り組みを基本としております。

本市において、SNSを活用したこのような事業を検討するに当たりましては、小・中学生のスマートフォン使用の是非から考える必要があります。

ことしになって、文部科学省はスマートフォンの学校への持ち込みについて、一定、緩和する方針を打ち出しました。

このような中、本市におきましては小・中学生の発達段階などを考慮し、PTAとも協議した上で、その利便性よりスマートフォンを利用した誹謗中傷、いじめなどが危惧されることから、学校へのスマートフォンの持ち込みを原則、禁じております。

また、スマートフォンの使用につきましては、市PTA連合会や中学校の生徒会及び教育委員会が共同をし、資料として配付させていただいております「スマホ宣言 in みやまし」——この分でございます。（資料を示す）というリーフレットを作成いたしまして、子供たちみずからの身を守るためのスマートフォン使用上のルールを決めて指針といたしております。

SNSなどを活用した相談窓口事業は、今を生きる子供たちにとって敷居が低く、扱いが簡単なツールとして定着しやすいと思われま。し、埋もれてしまっている不安や悩みを早期に見つけ出し、深刻化を防止する有望な手段の一つとして期待できるものと考えま。すが、ただいま申し上げましたように、本市に限らず、スマートフォンを活用する事業の実施にはさまざまな課題があるかと考えておるところでございます。

また、一方でスマートフォンを持ちたくても持てない、経済的な理由からなどござい。ますが、そういった子供たちのことも配慮しなければなりません。

今後、スマートフォン保持の実態やセキュリティーの向上など状況の変化を見据えつつ、県や近隣市と連携しながら広域な展開を図れるよう研究してまいり所存でございます。

また、議員のおっしゃるような相談のハードルを下げる取り組みにつきましては、多種多様な相談体制を周知徹底するなどして、子供たちが相談しやすい環境構築を検討してまいり所存でございます。

以上でございます。

**○議長（瀬口 健君）**

ちょっといいですか。今、答弁があつておりますところでは、この一般質問表では答弁者が市長になっておりますが、正確には教育長でございますので、訂正方、よろしく願います。

4 番奥菌由美子君。

**○4 番（奥菌由美子君）**

では、具体的事項ごとに、また改めて質問させていただきます。

みやま市の相談体制の現状についてでございますが、各スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、適応指導教室さくら、ヤングテレホンみやまと、過去3年間の相談件数、また、内訳を今、教えていただきましたけど、数多く、平成30年度から体制をちょっと充実した関係もあつて件数も伸びてきているということで答弁書に簡単に記載はございますが、このあたり、特にソーシャルワーカーは平成30年度になりますと、平成29年度368件だったのが平成30年度になると1,320件と、物すごい伸び率ですので、このあたり、もう少し詳しく教えていただいでよろしいでしょうか。

**○議長（瀬口 健君）**

待鳥教育長。

**○教育長（待鳥博人君）**

お答えします。

平成29年度までは雇用形態が週に3日勤務でございました。時数も多少限られておりまして、少し制約があったものです。

ただ、平成30年度からは週4日勤務といたしまして、非常にまたSSW、スクールソーシャルワーカーの御自宅も近隣になったということで、かなり夜遅くまで相談を受けていただいでおるとことや、スクールソーシャルワーカーに教育委員会のほうから専用の携帯電話を貸与いたしまして、そちらの専用ダイヤルをかけていただくことによって、より相談しやすい体制ができたんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

4 番奥菌由美子君。

○4 番（奥菌由美子君）

スクールソーシャルワーカーの先生、平成30年度から新しい先生に変わられたということを知っておりますが、夜遅くまで対応していただいたり、また専用携帯でしっかりと対応していただいたおかげでの件数の増加ということでございますが、先生1人だけに負担をかけるわけにもいかない部分、また、先生が今度、別の方に、もしか変わった場合のことも考えますと、やはり問題が深刻化する前に早期に対応できる相談体制の確立というのは、非常に大事なことかと思えます。

子供たちが一番に相談するのは、親や友達とか周囲の大人にはなりますけど、まずは、その子供の不安、悩みを周囲の大人の方が受けとめないといけないというのは大前提ではありますが、身近な人には言えないような悩みを抱える生徒・児童、お子さんもいらっしゃると思います。

例えば、文部科学省が開設しております24時間子供SOSダイヤル、これは子供だけではなく保護者の方が、24時間、お休みも関係なくいつでも相談できる、休日も含めて対応できる相談窓口が開設されております。

先ほど、学校には原則、スマホを持ち込み禁止ということと、あと、PTAも中心になってスマートフォン、この「スマホ宣言 in みやまし」ということで、正しい使い方のお子さんたちへの周知というのも必要かとは思いますが、こういった実際に、私もいろいろな御相談を受けるときに、大体、夜、また、土、日、公共の窓口が大体閉まっている時間にこういった相談を受けることが多く、議員である私自身も相談の内容が、やはり今、複雑化している問題が多くて、何かしたらすぐ解決するような問題じゃないことが多いもので、こういった問題は一体どこに相談して協力を仰げばいいのかと、私自身もやっぱり迷うような案件も正直あります。私自身迷うぐらいですから、保護者の方、子供さんにとっては非常に困っている、悩んでいるといったときに、どこに電話をしていいかわからないというのが正直なところじゃないかと思えます。

やはり先ほど文科省の24時間子供SOSダイヤルは一例として挙げましたが、そのほかにも文部科学省だけじゃなくて、厚生労働省も含め、いろいろ相談窓口が市だけではなくて国

のほうでもいろんな窓口があります。

そういった正しいスマホ、SNSの使い方とあわせて、いざとなったときにそういう相談窓口がありますよということを、子供さん、また保護者の方に伝えることも必要ではないかと思いますが、そのあたり、いかがお考えでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

藤吉学校教育課長。

○学校教育課長（藤吉裕治君）

今、議員おっしゃったように、幅広い相談窓口というものが必要かと思います。

おっしゃったように、みやま市の相談窓口というのは時間の限りがございますし、今、おっしゃっていただいた文部科学省が行っている24時間子供SOSダイヤルであったり、あるいは厚労省が行っているチャイルドライン、それから法務省が行っている人権110番といったような窓口、県レベルでもたくさんあるかと思います。

そういった情報を、今、皆様のお手元に差し上げているような、そういうリーフレットの裏側などに印刷をして保護者にお配りするなど、情報の提供をこれから進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（瀬口 健君）

4番奥藺由美子君。

○4番（奥藺由美子君）

今、この「スマホ宣言 in みやまし」、ちょうど今、裏が白紙で何も載っていない状況ですので、せっかくこれを各家庭に配られるのであれば、先ほどおっしゃったように、何か困ったときに相談できる、24時間対応でも相談できる窓口があるということを、ぜひ載せていただいて、各御家庭に配っていただいて、事態が深刻化する前に相談していただくように、それは私もぜひ進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2点目の子供たちが相談しやすい体制の構築についてですが、原則、学校には携帯持ち込み禁止ということではございますが、正直、子供たちも、かなりのお子さんが持っていらっしゃるのではないかと思うんですが、小学生、中学生の携帯の所有率を教えてくださいよろしいでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

御質問にお答えします。

みやま市の小学生の所有率ですが、2学期になってちょっと調査をさせていただきました。それによりますと、小学生の所有率は小学校1年生でも18%、もちろんキッズ携帯とか、タブレット等も含みます。6年生では48%に上ります。中学校1年生では50%とあんまり6年生と変わらないところですけど、これが中学校3年生になりますと、76%という非常にやっぱり高い保有率ですね、そういう実態がございます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

4番奥藺由美子君。

○4番（奥藺由美子君）

小学校1年生でも18%、5人に1人近くはキッズ携帯等を持っているということで、また中学3年生になると76%、私自身、数字を聞くまでは結構持っているんじゃないかと思っていたんですが、正直、思っていた以上のやはり保有率ということで、子供たちにとって携帯、スマホ、LINEやツイッターといった、そういったSNSも、やはり実際は身近なツールになっているというのが実態かと、今の保有率をお聞きしても思います。

先ほどもちょっと言いましたが、子供たち一人一人の悩みの原因というのが複雑に絡み合って、子供たちが自分の心の悩みを打ち明けるためには、現状の体制、対面や電話等では、やはりなかなかハードルが高い部分がまだまだあるのではないかと思います。

やはりスマホやSNS等が子供たちに悪影響を及ぼす可能性というのも、いろいろな事件も報道される中で否定はできませんけど、やはり子供たちのコミュニケーションの手段がLINEなどのSNSになっているというのも、多分、事実かとは思いますが。

ですから、SNSを相談の入り口として、SNSだけが全てではありませんし、特にSNSの場合は文字情報だけですので、その文字からそのお子さんの悩みの緊急性や事件性とかを判断するのは、やはり専門的な研修を受けた方、また、いろいろなノウハウが必要になりますので、SNSだけが全てではないんですが、SNSを相談の入り口として地域の保健、医療、福祉などの関係機関、また専門家の支援につなげる仕組みを充実させる必要があるのではないかとはいえますが、そのあたり、どうお考えでしょうか。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

**○教育長（待鳥博人君）**

非常に相談につきましては、やはり深刻化したら非常に専門的なところでのアドバイスが必要じゃないかなという気がしておりますが、やはりまずは相談をして、話を相談者のほうに聞いていただくというだけでも、相談する側は非常に安心感を持って相談をされるんじゃないかなという気がしております。

また、深刻な相談等につきましては、議員おっしゃられたとおり、県やその他関係機関と連携をとりながら、相談者の御要望に応えるような支援ができればというふうに思っております。

以上です。

**○議長（瀬口 健君）**

4 番奥菌由美子君。

**○4 番（奥菌由美子君）**

先ほども待鳥教育長もおっしゃいましたけど、問題が深刻化する前が大事ということで、私もそれが今回の質問での一番のポイントではないかと思います。

話を聞くだけでも、子供さん、保護者の方が落ちついて問題に対処できるようにということ、教育長もおっしゃいましたが、実際、ヤングテレホンみやまの相談件数、相談内容の中で、ただの話し相手、雑談だけで済ませる、相談というよりも、ただ話し相手が欲しくて電話をしてきているというパーセントも高いということをお聞きしました。やはりそういったいろいろな多様な相談の場所があるということが一番大事かと思っておりますので、今、現状、いろいろ相談を受け付けていただいておりますが、その拡充も含めて、SNSも相談の入り口の一つということで今後もぜひ検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

**○議長（瀬口 健君）**

野田教育部長。

**○教育部長（野田圭一郎君）**

SNSの活用ということで、やはり先ほど教育長のほうからありましたように、子供たちが携帯を持っている、このパーセント、実質、こういった多くの子供たちが既に、実際、そういったスマートフォンを持っていると、こういった状況の中にあっては、やはりそういった携帯電話、スマートフォン等の利用の規定を子供たちに指導していくとともに、そういつ

た相談体制も携帯でできるんだよということで広めていかななくてはならない時期に来ているのではないかというふうに思っております。

そういったことで、今後、そういった部分を十分に協議しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

4 番奥菌由美子君。

○4 番（奥菌由美子君）

ぜひ進めていただきたいと思います。

市長も元教育者ということで、この問題は非常にいろいろと見識が深いかと思えます。最後に一言、市長の見解をよろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私も学校でいろんな SNS 等の問題等も対応をしてみりました。当然、相談窓口も SNS の中にもあるわけでございますけれども、使い方が、やっぱり子供たちが安易にいろんなところにつながっていくという部分等もありましてね、本市におきましては P T A の組織と連帯感を持って教育委員会が進めていただいております。当然、その SNS 等の取り扱いの指導もしながら、今、奥菌議員さんがおっしゃった部分については教育委員会等とも、また P T A 関係等とも相談しながら、またいろんな関係機関がございますので、そういう機関等も含めまして検討をしてみたいと思います。ありがとうございました。

○議長（瀬口 健君）

4 番奥菌由美子君。

○4 番（奥菌由美子君）

市長のほうからも検討をしていくということで前向きな御答弁をいただいたと思います。ぜひ今後もよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（瀬口 健君）

続いて、13 番中島一博君、一般質問をお願いします。

**○13番（中島一博君）（登壇）**

皆さん、改めましてこんにちは。13番議員の中島です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました件につきまして質問させていただきます。

市長のまちづくりの姿勢について、3点お伺いをいたします。

事項1として、地域新電力調査委員会についてお伺いをいたします。

平成30年12月、みやま市議会の一般質問において、みやまスマートエネルギー株式会社、みやまパワーホールディングス株式会社の2社間での電力取次業務の割合が適正なのかなど、利益相反行為の問題について質問されました。市民への説明責任と透明性の確保が求められたことにより、みやまスマートエネルギーに対し市長が調査委員会を設置し、調査を行うものとなりました。調査委員会は2月に立ち上げ、7月にヒアリングが終了されたとお聞きいたしております。調査目的、調査方法、調査進捗状況などをお伺いをいたします。

事項2として、子や孫が住みたいまちをどうつくるのかについてお伺いをいたします。

選挙公約で、子や孫が住みたいまちをどうつくる、これでいいのか、みやま市の利を生かす、子や孫が住みたいまちをどうつくるのか、進捗状況をお伺いをいたします。

また、1年間、どの利を生かされたのか、どの利を生かされていないのか、お伺いをいたします。気づいていないだけ、生かしていないだけ、これでいいのかみやま市、私がやる、1年間、何をやられたのか、お伺いをいたします。

事項3として、職員研修会の成果などについてお伺いをいたします。

1月16日から8月26日まで、29日は雨のため中止と聞いております。延べ18時間、319名の職員に研修会を開催されましたが、開催された目的と、どのような成果などがあらわれたのか、お伺いをいたします。

以上3点、よろしくお願いをいたします。

**○議長（瀬口 健君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

中島議員さんの市長のまちづくりの姿勢についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地域新電力調査委員会についてでございます。

さきの6月議会でも御質問をいただき、お答えいたしましたところでございますが、昨年12月議会で御指摘がありましたみやまスマートエネルギーの利益相反関係等につきまして、本市

がみやまスマートエネルギー株式会社の株主として、地域新電力調査委員会を本年2月に設置いたしました。引き続き調査中であります。

調査目的は、第1に、利益相反関係の事実の明確化、適正化、経緯や原因等の解明、第2に、国等の補助金事業の適正化、第3に、第三セクターとしてのみやまスマートエネルギーのあり方の検討といたしております。

次に、調査方法であります。調査委員会は弁護士、公認会計士、電力アドバイザー、市職員で構成し、法に基づいた権限により、本委員会の目的を達成するために必要と考えられる調査を実施しております。関係資料等の分析、検討を初め、現地調査、また、関係者アンケートやヒアリングを行っております。

地域新電力調査委員会の調査進捗状況でございますが、これまでに5回の委員会を開催しております。電力事業における契約状況、会計帳簿等、取締役会の議事録の会議資料等、関係資料等の分析、検討をそれぞれの委員の立場から行っております。

また、みやまスマートエネルギーの社員、役員や関係者に対しアンケートを実施し、必要に応じ、担当者に対する聞き取りを行ったほか、役員などに対する個別の聞き取りも行い、ヒアリングは終了したところであります。

電力事業の特殊性などから関係資料の読み込みに時間を要したり、慎重に関係者のヒアリングを行っていることから、当初の見込みよりも作業に時間を要しております。現在、取りまとめ作業を行っており、今後、最終報告を受ける予定でございます。

なお、調査委員会の報告書は、みやまスマートエネルギーの取締役会で報告をした上で、市議会の産業建設常任委員会への報告及び市議会全体への報告を予定いたしております。

次に、2点目の子や孫が住みたいまちをどうつくるのかについてでございますが、昨年10月に市民の皆様の御支援を賜り、みやま市政を担わせていただきましてから、10カ月ちょっとですね、はや1年を迎えようとしております。この間、市議会の皆様を初め、市民の皆様に多大なる御支援、御協力を賜りましたことに、心より感謝を申し上げます。

また、合併以来、議員の皆様を初めとする多くの方々の御尽力により築かれてきたものを大切にしながら、子や孫が住みたいと思えるまちをどうつくるのかを常に考え、みやま市のよさである天の利、地の利、人の利を生かしたまちづくりに取り組んでまいりました。その進捗状況について申し述べさせていただきます。

天の利につきましては、本市の豊かな自然に育まれた農産物を生かし、市民が6次加工に

取り組むために、山川南部小学校跡地に完成しました食品加工施設ルフラン食品加工室を商品開発、製造、販売できるまでのスタートアップの場として利用していくこととしております。今年度は、商品開発に必要な衛生面の指導を初め、開発ノウハウの習得に向けまして、食品加工コンサルタントへ委託して、受講者を募集し、講義と実習の開催をいたしております。

また、基幹産業である農林水産業の振興の観点から、特産品の開発のために健康食として注目されております菊芋の実証栽培を行っており、今後、加工・販売が可能であるかを検証していく予定でございます。

さらに、九州オルレみやま・清水山コースのコース整備を行い、オルレのイベント等を通じて、本市の魅力を発信いたしております。

地の利につきましては、本市の恵まれたインフラを活用し、みやま柳川インターチェンジ周辺の産業団地造成の前段として、埋蔵文化財発掘調査に向けての手续やJR渡瀬駅周辺の整備を進めております。また、中心市街地活性化計画の策定に向けて、JR瀬高駅周辺の活性化に取り組んでまいります。

次に、人の利を生かして、JA、商工会、青年会議所など、市内の各種団体の30代から40代の若手メンバーによる地方創生未来会議を設置し、本市の将来を担う若い世代が、将来もずっと住み続けたい、住んでよかったと思えるまちづくりや安心して子供を産み育てられるまちづくりなど、それぞれの団体の枠を超えて本市の未来について話し合う場として、広く御意見をお伺いいたしております。

また、本年度より子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のないサポートを行っております。あわせて、現在、南小学校区の放課後児童クラブの施設整備を行っており、今後、下庄放課後児童クラブの施設拡張を行う予定で、待機児童の解消による子育て支援の拡充に努めてまいるところでございます。

また、小・中学校の給食費の半額補助につきましては、第3子以降の実施といたしております。今後、財政状況を見きわめながら、補助の拡充に向けて取り組んでいく所存でございます。

そして、6月議会で可決いただきました第2次みやま市総合計画を最上位計画として、みやま市のよさ、このみやまのよさを前面に打ち出し、人と自然がともに育み、つながり、成長し続けるまちを目指し、目まぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、市民の皆

様とともに、なお一層努力してまいり所存でございますので、皆様の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、3点目の職員研修会の成果についてでございますが、議員御質問の職員研修会につきまして、本年1月の若年層研修から始まり、8月の管理職研修までの5回を実施し、約320人の職員が参加をいたしております。

議員の皆様におきましても、職員研修会の資料は配付させていただきましたが、本研修会は、みやま市職員人材育成基本方針及び第3次行政改革大綱に基づき取り組んでいるものであり、職員の意識改革と能力向上を目的といたしております。

本市では、職場内外での職員研修の充実や他団体への派遣により、職員の意識改革や能力、資質の向上を図ることで、市民ニーズに柔軟に対応できる人材を育成したいと考えております。

また、待遇マニュアルを確実に実践することにより、職員の待遇力を高め、市民満足度の向上を目指していくことが重要であると考えております。

私は、市長就任時から本市の発展には職員の力が必要であり、職員を宝と捉え、人という財産、人財であると考えております。今回の研修会は、私から職員に対しエールを送る意味も込め、僭越ながら講師を務めさせていただきました。

職員研修会の成果でございますが、これからの本市の発展と生活基盤を整える重要な人財である職員が研修を受講することにより、仕事上での意欲や意識を高め、職員力の向上を図る一助になることを期待しておりました。

本研修会に参加した一部の職員の声ではございますが、仕事への前向きな姿勢や日ごろの挨拶が市民と接する上で大事だとわかった。今後、業務で気をつけることを考えるよい機会になったなどの感想が寄せられておりましたので、大変うれしく思っているところでございます。

今後とも各種研修会を実施し、職員の意識改革と能力向上を図り、市民満足度の向上につなげてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

今、答弁いただきましたが、2月に調査委員会を立ち上げられ、今、2回報告をいただいておりますが、6月だめ、8月だめやったですね。結局、何月まで待っていたら調査結果報告書が出るのか、お願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

作業がおくれておりますことは大変申しわけなく思っております。答弁にもございましたとおり、慎重に調査をいたしておりまして、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。時期のお約束はできませんけれども、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。おくれて申しわけございません。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

もうよかったら、12月議会までに間に合ったらいいので、ゆっくり調査結果を待っております。

地方創生の中核であるエネルギーの地産地消都市の推進について、前市長の2期目に始まったエネルギーの地産地消都市として全国に知られ、多くの自治体がみやま市の取り組みを見学に訪れております。そして、多くの自治体がみやま市をモデルにエネルギーの地産地消都市を目指しております。このエネルギーの地産地消都市の推進について、市長の方針をお伺いいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

この事業に関しましては、やはり全国で注目を今まで浴びてきております。議員御指摘のとおり、このみやま市は資源循環型の社会を目指しておりますので、それを大切にしながら進めてまいりたいと思っておりますし、なお、現在は議員が昨年12月も質問されました、また、6月も質問されました、その分を踏まえて、やはり透明化を図って、このみやま市の将来にふさわしい新電力会社、方針等も市のために貢献できる電力会社となるよう、透明性を

高めて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

どうもありがとうございました。6月議会もお聞きいたしました。調査委員会の委員の名簿をちょっといただいておりますが、どうして同じ事務所から2人を委員に選んだのか、その辺を伺いたい。ほかに分けて、同じ事務所から2人選任してあるでしょう、それをもう一度お伺いいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そのお二人は、企業の法律にお詳しい方ございましたので、お二人お願いを申し上げたところでございます。国税庁との対応等もされておられる優秀な弁護士というふうにお伺いいたしましたので、お二人にお願いをしたところでございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

これは知り合いやなくて、弁護士事務所にお願いをしたということでもいいんですね。はい、わかりました。

公認会計士については、市長の友人ということで、1人入れてもらったということをお答弁されております。これは経費の無駄遣い、1人でよかったんじゃないんですか。市長の友人ということで1人入っているから、もう一人、公認会計士を入れたと答弁してありますけど、これは経費が総額1,200千円かかっているでしょう。もう一人、公認会計士を雇うのは無駄遣いになると思いますが、その辺どうですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

2人にした経緯でございますね。当然、1人で見ての判断がどうなのかというのもござい

まして、2人の方に監査、特に数字面では確実なところがいいだろうということでお二人にお願いした経緯でございます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

市長は6月の答弁で、1人が友人なので、あと1人に入ってもらったという答弁をなされているんですよ。今のはちょっと違うような感じがしますが。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

1人は、当然お答えしたとおりでございますが、みやま市出身の公認会計士でございます。彼は、過去に話題になりましたオリンパス光学等の監査をやって、非常に優秀な男性でございましたけれども、私はもう一名、数字的な部分、監査のほうは大体どこも監査としては2名で数字は調査とかされていますので、複数お願いしたというところでございます。説明が不足した分については、訂正させていただきます。

失礼いたします。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

これは市長の知り合いということで、公認会計士をお願いしたというのは、役所の関係やったらアウトになると思いますよ。これ、第三セクターの会社やからいいけど、その辺どうお考えなんですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私は厳正な人物だと信じております。ですから、お願いをしたわけでございます。当然、みやま市の出身でございますから、みやま市の将来のことも考えてきちんとやってくれるということを信じてお願いをしたところでございます。他意はございません。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

もうこの点は何遍言ってもかみ合わないので、次に進みます。

私、12月に、主要プロジェクトは、市長、推進しますかとお聞きしたけど、推進するというのを答弁なされております。主要プロジェクトをお伺いいたします。6点ほどあります。市長ですよ。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ちょっと質問の意味がすぐわからなかったものですからね。前の市長様からの事業の引き継ぎということでございますね。（「そうですよ、みやま市の主要プロジェクトやからですね、知ってあるでしょうもん。推進すると言ってあるから」と呼ぶ者あり）はい。（「何こまか、6こまあると思いますよ」と呼ぶ者あり）はい、それは行政の継続性というのがございますので、中身を精査しながら、経費等をできるだけ精査しながら、みやま市のために進めてまいりたいと考えておるわけでございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そしたら、6点はっきり覚えていないんですか。

あのですね、1点目はエネルギーの地産地消を推進するという事です。2点目が1月にオープンしましたバイオマスセンター、3点目が柳川とみやま市での火葬場と清掃センター、4点目がきょう追加提案される総合市民センターの建設ですね。5点目が北の玄関口のホテルの推進、あとは、まち・ひと・しごとの推進、定住促進と人口減少対策、この6点だったと思います。

その1番目が、私、何度も言いますが、去年の12月、地産地消のエネルギー推進ということで、市長うたってあったでしょうが。そいけん、私は6月聞いたんですけど、自宅は加入してあるとでしょうもん、もう。それをお伺いいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

再三申し上げます。私はまだ加入しておりませんが、これは6月の議会のお答え申し上げたはずです。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そう答弁はされているけど、12月に推進すると言った時点で、加入するべきじゃないですかと私、言ったと思います。それで、午前中の牛嶋議員への答弁で、信頼性、安心感、これ、推進する市長の自宅が入っていないで市民は安心しますか。信頼ありますか。市長ですよ、トップセールスする市長が自宅を、調査委員会と関係ないですよ、調査委員会、第三者委員会に委ねてあるでしょうが。市長、何で入らない理由があるんですか。調査委員会が済まなかったら入らないんですか。12月から私、言っているんですよ。推進しますて、6月、調査委員会が済んでから加入します、この調査結果次第では加入しないんですか。そう言われても仕方ないですよ。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

はい、6月にそのこともお答えをいたしております。きちんとした透明性を図って、はっきり自信を持って進められるという段階で、当然入ります。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

何遍言っても市長は難しいですね。

それと、6月は五、六社と言わんようにみやま市内の企業がかわっているんですよ。その慰留にも動いていないでしょう。いい会社が何社か動いているじゃないですか。何でトップの市長が動かないのか。前の市長が人脈で加入してあるんですよ、今までの企業は。さっき

の貢献度とかなんか言っているけど、全く市長は1年間、何にもスマートエネルギーの関係じゃ、トップの筆頭株主ですよ。みやまスマートエネルギーから九電に移ったところ、そのところに慰留も全然行っていないということですか。おかしいですよ、それは。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。（「議長、ちょっとよかですか。質問中で答弁されよるけど、いっちゃんこっち後ろワーワー言うて聞こえんですよ」と呼ぶ者あり）いや、こっちも聞こえん。向こうから言いよなはることは、こっちに聞こえません。（「ちょっと注意してやってくださいよ。全然最近になってから議会になつたらんじゃないですか、こりゃ」と呼ぶ者あり）こっちには聞こえませんもん、向こんとは。（「だから、今言いよるから、注意をしてやってください」と呼ぶ者あり）それやったら、注意をいたします。再三申し上げておりますが、傍聴席のほうですね……（「名前こそ言わんけれども、もともと瀬高、みやまの市議会議員さん、経験者ですよ。傍聴席の傍聴規定とか知ってあろうが、議会になつたらんじゃないですか」と呼ぶ者あり）先ほど来、注意すべきでしょうが、後ろのほうでの話し声は、今、事務局長のほうにも確認をしましたが、こちらのほうには聞こえておりませんので、指摘をしておりますが、してありませんが、今、後ろのほうから御指摘……（「議長、何ですか、聞こえんけんがらて」と呼ぶ者あり）こちらまで聞こえんやったですねち、事務局のほうと、今、確認をして物を言いよります。ですから、そちらのほうに聞こえておりますので、後ろの方たちは御注意を願いますと、今、申し上げておるわけです。（「時間ののうなるけん、早う注意ばして、質問ばさせてください」と呼ぶ者あり）どうぞ。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

勧誘云々で九電からとかの、よそからのつけかえというか、電力のつけかえの話は何っております。市内の業者に対しては、きちんと継続をお願いしますということで、私も努力をしております。ただ、市外のことについては、私は相手先を存じ上げておらないですね、その方は。ですから、そのことに関しては、議員おっしゃるとおり、引きとめはできておりません。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

スマートエネルギーは何回も言いますが、第三セクターでしょうが。その筆頭株主が出資している会社に市の代表が加入していない。それと、事業活動にもほとんど協力していない。市民がこれで誰を信用しますか。市長、トップですよ。市長がトップなんですよ、みやま市の。誰が信用しますか。加入もしていない、営業努力もしていない、誰が信用しますか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私は営業努力をしていないということは当たっていないと思います。

それと、中島議員がやはり12月におっしゃったように、透明化を図れという質問がございましたね。それにあわせて、3名の議員さんからも透明化を図れということで、調査委員会を発足して調査を進めてきているわけでございます。まだその調査結果が出ないうちに、私自身も中身がわからない状況では、自信を持って勧誘というのが、今現在、ちゅうちょしているところでもございます。当然、透明化を図ったら、積極的に市民の皆様にご協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

私も一議員として、最初動いて、企業2社は加入をさせております。そして、みやま市の初代の駅長も私の知り合いやったから、先に動いて、快く、もう紹介した議員はよくなかったけど、駅長を紹介していただいたと、当時の今の建設都市部長からお褒めというか、そういうことももらっております。ともかく、みやま市をどうするかということで、私も一生懸命するわけなんですよ。その市長が、ともかく主要プロジェクト、スマートエネルギーも市長は言われたように、磯部社長、前市長が立ち上げた会社やないかと責任転嫁、今度追加提案される総合市民センター、あれも前市長が種をまいているんですよ。その花を咲かせるかは、2代目の市長としての仕事なんですよ。みんな議員さん、総合市民センターは心配しているわけなんです。市長の熱意と誠意がない、今まで見よって。これ、追加提案になってどうなるかわかりません、私も。

それと、スマートエネルギーの件なんですけど、前市長が立ち上げた会社だから、私は1

月17日に市長も前向きな感じで、私は福岡に連れて行ったと思います。部長にしろ、課長にしろ。何度も言うけど、調査委員会が済んだら、もう社長はやめさせてください。やめると新聞にも載っているんですよ。それを何か調査委員会が済んでから、市長が何かとめておるような感じで、その辺は調査委員会の結果次第で、筆頭株主として社長をどうするのか、ちょっとその辺を伺います。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

社長をやめさせる云々とか、私は、まだそういう段階ではないと思っております。なぜなら、社長さんはやっぱり調査委員会を立ち上げるときにも、はっきり公明正大でやると、自信を持って調査委員会には協力するとおっしゃっているわけですよ。それを途中でやめていただくということ自体がおかしいと私は思っておりますので、やはり……（「調査委員会の済んだ後、どうされるんですかと聞いております」と呼ぶ者あり）それは結果次第でございますね。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

調査委員会の結果を見て、市長がどう判断されるのか、私は楽しみにしてっております。これは雇用も50人近く、今、従業員おってあるから、これは潰したらだめなんですよ。それはもう、市長がこのスマートエネルギーに口を挟むなら挟むほど、行政が参加して会社が成功したことないと思います。その辺は自信を持って経営力とか営業努力もされるということで、経営に参加するということでいいですね。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ちょっと今の発言、私、意味がよくわからなかったんですが、当然、第三セクターであるみやまスマートエネルギーは、大切にしていけないといけないと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

先ほどの午前中の牛嶋議員と重複するんですが、結局、第三セクター、市が出資している会社だから、市も結局市民に安心感、透明性図って、それ経営に参加するということを言っているんですよ。経営に参加していくわけですね。今まで私も調べたところ、行政が口を出してうまく行った事例は余り聞いたことがないんです。それでも経営に参加していくわけですね。

そうしたら、この経営に参加していったら、電気自由化、二、三年先どうかわかりませんよ。そしたら、筆頭株主と市長として、それは責任問題になるけど、その覚悟で参加するというのでいいですね。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その件については、今のところ、私からはどういうふうに判断していいか、調査委員会の結果が出ておりませんので。即答できかねます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

私が言ったのは、さっきの午前中の答弁で、第三セクター、市が出資しているからそのまま経営に参加するような答弁やったから、このまま経営に参加していくということで、もし傾いたら、筆頭株主として責任とる覚悟で経営に参加するんですかと聞いているんですよ。そりゃ市長が判断せかんとじゃないですか。聞く必要ないですよ。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

中島議員おっしゃっていること、民間のほうに任せたほうがいいというふうに私は受けとったんですけど、（発言する者あり）その件につきましては、まだ私もこの電力会社、立ち上げから今までの経緯については、詳しくは存じ上げません。ですから、そういう部分も

含めて、今、調査も行って透明化を図ってやっていくということですね。やっと黒字化もできているようですけれども、今後、黒字化を続けていくことになれば、事業としては成功することになるわけですね。でも、それが赤字体質であるならば、やはり市民の皆様と、また、議員の皆様とともに、この第三セクターを立ち上げていったというのは、皆様方も一緒に応援して立ち上げていただいたものと私は捉えておりますので、その点については、皆様方と一緒に経営状態等も今後含めながら、考えていかないといけないと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

さっきの答弁で、市長は電気事業をわからないまま、去年の12月の一般質問からわからないままて、ほとんど市長は答えてないですよ、答弁は。調査委員会について、答弁書ここに持っているけど、議員と当時の課長と一問一答で、市長ほとんど答えてないですよ。わかっていないから答えてないとやないですか。今、わかってなかったて言って、そして、よう調査委員会を立ち上げたと思います。わからないまま調査委員会を立ち上げているんですか。去年のこれ、読んでみましようか、一般質問。最後だけですよ、市長。調査委員会を立ち上げますだけで、今、言いなつた、内容わかっていなかったて。（「そういうことじゃないです」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

市長、ちょっと……

○13番（中島一博君）続

内容もわかってなくて、調査委員会を立ち上げたんですか。そしたら、いつも言っているように検討しますて言ったがよかったんじゃないですか、答弁は。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

内容がわかっていないからこそ、調査をするんじゃございませんか。私は電力事業に関しては、非常に見て、そのコンセプトというのは非常にすばらしいと思っておりました。ただ、経営内容とか経営の経緯についてはわからないから、議員さんたちがおっしゃったように調

査委員会を立ち上げて進めるということにしたわけでございます。ですから、今後、先ほども答弁いたしましたけど、事業を展開する部門というのは、民間企業の手法で執行していくこととしながらも、市が適切な関与を行い、議会への説明と住民への情報公開を行いながら、その経営が将来にわたって健全に行われることが必要と考えておりますと答弁をしていると思うんですね。ですから、今後も当然、市が第三セクターとして関与していくならば、やはり経営に対して民間企業の手法で、また、市としての関与、議会への説明、住民への説明責任を果たさないといけないと思っておりますから、そういうつもりで今後また進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

これ何遍言っても平行線、私はやっぱり名前も言っていないか、高柳のあそこ、太陽光上げているやつ、ああいう会社みたいに、市民ファンドみたいにしてみやま市から企業、個人、全部集めて市民の会社として打ち出した方がいいんじゃないかと思っています。総務省もそういう推進もしているし、私はもう行政は引いた方がいいんじゃないかと、そうすると、市長も心配しなくていいと思いますよ。ちょっともうこの件は終わります。

2点目の市長の公約についてなんですけど、このルフランというのは、前の事業でそのままいつてあるんじゃないかと、市長がここ、あれしたんですかね、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ルフランについては、別に私がどうのこうのじゃなくて、前からの市の方針として進められておりますし、非常にすばらしい施設で、このみやま市にとっては、本当に貢献できている施設だと思っております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

もうこれ、市長の公約は、私は給食費もいい知恵を出して応援すると言っておりますので、この2問目はちょっとこれで終わります。

3問目の市の職員の研修についてお伺いをいたします。

今まで5日間の約320名ですね、市長が研修をされた、この職員研修、ちょっと私も読ませていただきましたが、皆さんに配付してあると思いますが、この、人の徳についてということ。内容はほとんどがもう挨拶しなさいとか礼儀を守りなさいとかいうような内容ですが、勤務時間に幹部職員も集めてするほどの研修だったか、私も理解できません。

ところで、職員の反応はどうだったかも書いてありますが、その中に、きょう配ったやつですね、これ見てびっくりだ。障がい者や貧困者、そして、病弱者への差別と偏見の表現です。これちょっとよく見てください。人の徳についてのページです。ちょっと読みますけど、善を積み重ねた家には恩恵が子孫にも及ぶ。不善を積み重ねた家にはその災いが子孫にまで及ぶ。仏教用語では因果応報とも言う。そして、この下にもずっと書いてありますが、これはもう人権問題になるかと思えます。教育部長、みやま市の人権問題研究会か、何か名称ありますでしょうか、人権についての。人権・同和研究会かなんかないですか。

○議長（瀬口 健君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

外部団体として、みやま市人権・同和教育研究協議会が設置されているところでございます。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

多分、その会長は待鳥教育長じゃないでしょうか。これについてどう思われるか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

子供の健やかな成長を願うとき、やはり知・徳・体と呼ばれるほど、徳は私自身大切なことだと捉えております。みやま市第2次総合計画の市民アンケート結果でも、市民が教育に望まれることのトップは、豊かな心の育成です。その中心は徳だろうというふうに思っております。2番目に健やかな体、確かな学力と続いております。やはり人間の成長には、徳を積んでいくことが大切であり、そのことが家庭内でも徳を大切に、家族の愛に包み込まれた子供は、大人になっても徳を大切にというふうに私は捉えております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

これ見たら、もう貧困や病気は先祖が悪かった、乳飲み子で死ぬのも先祖のせい、そういう言葉みたいな、これほとんど差別だと思いますよ。これ見て、会長として何も感じませんか。私、見てびっくりしましたけど。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

私はこの資料を、今、初めて見ましたので、少し読ませていただいて、考えていきたいと思えます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

これは、市長は職員研修、どういった意味でこれ、私、きのう村上議員にも1枚だけやったけど、どう思われるかわからん。これ、完全に私、差別に当たらんやろうかと思えます。市長は全然そういうふうに思っていないわけですか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私は、この文章については、そういうふうな捉え方ではなくて、人間として何が根底に必要かという部分で教育者としてやってきたつもりでおります。その中で、やはり道徳特性と

というのが、周りに及ぼす影響というのは非常に大きいということでの資料として捉えてお配りし、当然、管理職の方に配っておるわけですが、その管理職の方々にも、やはり自分たちの部下職員とか、そういう家族も大事にしてほしいという気持ち、ですから、受け取り方によって、そういうふうの中島議員がおっしゃるのならば、非常に適切ではなかった部分もあるかもしれませんが、私の本意は、あくまでも徳性を持って人に接していきましょうということでの意思でございます。

これについての資料は、XXXXXXXXXXさんという方が全国に出版しておられる中にございまして、彼の講演も何回か聞いたことがあります、やはり人間としてどう生きていくのか、徳性を持って周りの人に接していく、人に喜んでいただく、そういう仕事ができる人物が1人でも2人でもふえていただきたいと、私利私欲ではなくて、ですから、一番上の文章は、易経の4000年前からある文章でございます。その裏側に書いている部分については、その易経が解説した文章でございますし、先ほど因果応報とおっしゃいましたけど、原因があるから結果がある、その行いに応じての報いがあるという、これ仏教用語、仏陀の言葉でもございます。

そして、この下の文については、アメリカで調査した結果を述べているわけございまして、そのように受け取られることについては、私は非常に残念でございます。そういうことではなくて、私自身、私たち大人が子供たちに子々孫々に残していきたいものは何なのかと、やはりこのみやまのすばらしい自然であり、皆様方の温かい心であり、誰もがこの市に住みたい、住んでいきたい、そういうつもりで出しておりますので、そういうふうを受け取っていただいておりますということは、非常に私にとっては残念でございます。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

市長、生まれも育ちも違う、顔も違う、考えも違うんですよ。職員320人、市長が言ったとおり、みんな捉えてあるかどうかなんです。市長も完璧な人間じゃないでしょうもん。学校の生徒に教えるんじゃないんですよ。職員ですね、ほとんどの今の若い職員は高校、大学、公務員専門学校に行って試験を受けて通った、多分優秀な人材の方ばかりだと思いますよ。それ以上にまた、市長がこういうのを教育せにゃいかんわけなんですか。

これはね、会長、私はこの調査委員会でも徹底的に調べてもらいたいと思います。これがこれでいいのか。職員にこういう研修、これ、ほとんど見たらもう、人の引用を市長が編集してあるだけやないの、おたくの言葉、ほとんどないですよ。誰が書いてある、これ全部、人の言葉を引用しているだけやないですか。おたくの言葉ほとんどないですよ。どこかにありますか。おたくの言葉どこかにありますか、全部誰かの言葉を引用してあるだけですよ。ちょっと答えてください。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

あのですね、その文章をこれからもとらせていただきましたけれども、最後の文章等は私の考えでございます。ですから、私はあくまでもこの文章については、教育によって徳が生まれる、その徳性を持って子供たちの子々孫々の幸福を願うというつもりで私は作成しているので、残念でございます、そんなふうを受け取られたということは、ちょっとそういう面では、この資料の出し方を今後考えてまいります。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

教育長、この問題については、市長の弁明が正しいのか、私の指摘が正しいのか、これは先ほど言われたみやま市の人権・同和研究会ですかね、よかったら、この資料を持って調査をしていただきたいと思います。教育長、答弁お願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

議員から調査を立ち上げてくださいという御指摘ですが、やはり市長の講話の一環ということですので、調査というところまでは値しないんじゃないかなというふうに、私自身は捉えております。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

さっきの質問を市長にお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私はあくまでも人間の徳としての気持ちを持っていただきたいという気持ちでございますので、そういう差別的な部分で出しておるわけじゃございません。そういうふうを受け取られた部分があるというならば、非常に残念なことと捉えております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

市長といろいろなことでかみ合わない点があると思いますが、市長、あと3年間ございませぬので、ともかくみやま市のために頑張ってください。

終わります。

○議長（瀬口 健君）

続いて、7番古賀義教君、一般質問をお願いいたします。

○7番（古賀義教君）（登壇）

7番古賀義教でございます。最後、よろしくお願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

総合市民センターの建設費用について。

総合市民センター建設については、市内各所でいろんな物議を醸していますが、不明な点及び過去に説明を受けたことについても再度説明を求め、今後の判断の参考にしたいと考えます。昨日の前原議員の質問とダブる点があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

1、総合市民センターの規模や機能について。市民が求めている総合市民センターとはどんな機能を持ち、どれくらいの規模であるか。

2、建設のおくれと完成時期について。建設がおくれている理由と完成時期の見込みはどうか。

3、建設費用の増加と返済計画について。当初の建設費用45億円が49億円に増額されると、

さきの全員協議会で聞いていますが、さらに建設費用が膨らむ可能性はないのか。

総合市民センター本体工事49億円以外に備品、西側駐車場周辺整備を含めると、総事業5,540,000千円と聞きましたけれども、その返済計画はどのように考えてあるか。

4、最後に維持・管理について。今回の建設で高田、山川と合わせてホールは3カ所となりますが、ホールとしての稼働率の確保をどう考えているか、直営か、それとも指定管理制度を利用するのか、また、箱物だけの利用か、文化・芸術の振興、人材育成なども目指すのか、以上4点についてお聞きいたします。

**○議長（瀬口 健君）**

松嶋市長。

**○市長（松嶋盛人君）（登壇）**

古賀議員さんの総合市民センターの建設についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、総合市民センターの規模や機能についてでございます。

議員御承知のとおり、（仮称）みやま市総合市民センターの建設計画につきましては、これまで4年にわたり市議会の皆様を初め市内の各種団体の代表者の皆様に構成する（仮称）総合市民センターあり方検討委員会や、基本計画検討委員会において御議論いただいた基本計画に基づき事業を進めてまいりました。

建設を予定しております施設は、ホールやリハーサル室などの文化・芸術部門、体育館やトレーニングルームなどの健康増進部門、キッズルームなどの子育て支援部門の3部門で構成をしております。

ホールにつきましては、800席を収容できる広さを有し、あわせて体育館機能も兼ね備えた多目的ホールとして計画をいたしております。

また、客席を可動式とすることで文化・芸術の観賞のみだけでなく、体育館としての機能も兼ね備えているため、スポーツの振興や市民の皆様の体育・運動ニーズに柔軟に対応することで施設の稼働率を上げ、人が集う拠点施設を整備することといたしております。

施設の規模といたしましては、基本計画では全体面積を5,900平方メートル程度としておりましたが、建設コストを抑制するため5,750平方メートル程度の延べ床面積の施設に縮小いたしております。

次に、2点目の建設のおくれと完成時期についてでございます。

議員御指摘のとおり、基本計画におきましては令和元年度から令和2年度にかけて建設工

事を行い、令和3年度に開館する予定としておりましたが、建設工事の着工がおこなわれている状況でございます。

全員協議会で御説明申し上げましたとおり、これは設計協議を進めてきた中で、計画当初より資材費や人件費が10%程度も高騰している影響により、概算工事費45億円内におさめる削減協議のため、設計期間を延長せざるを得ない状況があったことが主な理由でございます。

完成時期の見込みにつきましては、今議会で工事費の補正予算を追加提案させていただきたいと考えておりますが、御承認いただけますと、その後入札、契約議案の御承認を得て、令和2年度からの着工、令和4年度に開館するスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

次に3点目の、建設費用の増加と返済計画についてでございます。

建設費につきましては、今後、大阪万博や近年多発している自然災害に伴う復興工事等の影響により、さらに資材費や人件費が高騰することも危惧されるため、工事着工がおこなわれればおこなわれるほど費用の増加が懸念されるところであります。

全員協議会で御説明申し上げましたとおり、総合市民センターの建設費用は本体工事以外にセンター建設予定地の西側に駐車場の整備を進めております。また、建設予定地に埋設されておりました農業用導水管の移設工事を実施いたしております。

そのほか、施設に必要な備品の整備等がございます。それらを含めました総事業費を5,542,000千円程度と見込んでおります。総事業費5,542,000千円のうち5,142,000千円は過疎対策事業債を借入れ、残る4億円につきましては、まちづくり振興基金などの一般財源を充てる予定でございます。過疎対策事業債借入れの額の7割が交付税で措置されるため、総事業費5,542,000千円のうち一般財源からの支出予定額は1,940,000千円程度となります。

過疎債の返済計画でございますが、過疎債は償還期間が12年で元金償還3年据え置きとなっております。まだ年度ごとの借入額が確定していないため、あくまで推計でございますが、償還は令和5年度から本格化し、令和7年度から令和12年度までの6年間でピークで、毎年約570,000千円の償還を行い、令和15年度で完済する見込みでございます。

次に4点目の、維持・管理についてでございます。

建設を予定しております（仮称）総合市民センターは、ホール機能と体育館機能をあわせ持つ複合施設でございます。

稼働率についてでございますが、基本計画の施設整備の基本的な考え方の中で、他の既存

施設との機能連携に配慮し、多目的ホールについてはイベントの規模や内容に応じてその役割分担を明確にし運営方法を検討するとしており、先ほど申し上げましたとおり、文化・芸術の観賞だけでなく、スポーツの振興や市民の皆様の体育・運動ニーズに柔軟に対応することで稼働率を上げる計画でございます。

運営のあり方に関しましては、今後、議会や利用される各種団体の皆様の御意見を伺いながら、施設運営方法や利用方法を定めた管理運営計画を策定していくことにしております。その計画の中で、直営、委託、指定管理者といった運営方法のあり方や、コスト面も含めた施設のより効果的な利用に向けた検討をしまいる所存でございます。

御指摘の、市民センターを活用した文化・芸術の振興や人材育成は重要なことでございます。現在もまいピア高田並びに山川市民センターでは、利用者への施設の貸し出しだけではなく、各種団体と連携をとりながら独自のイベントや教室なども実施することで、文化・芸術の振興や人材育成を図っておりますので、（仮称）総合市民センターにおきましても同様の取り組みを行ってまいる所存でございます。御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

まず1番の、規模や機能についてですね、みやま市の人口ビジョンによりますと、2030年の10年後には人口が約3万人になり、20年後には2万5,000人になると想定されていますが、今回の総合市民センターは、将来の人口、身の丈に合った総合市民センターと思われるのかどうか。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

これまで議会や市民の皆様の御協力を得ながら、この4年にわたり進めてきた事業であり、基本計画に掲げられました文化・芸術部門や健康増進部門、子育て支援部門の3部門の機能を持つ施設として、文化・芸術の振興、市民の豊かな生活や活力のある社会の実現に寄与できる施設で考えておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

きょうは私の意見は申し上げませんので、よろしくお願いします。

人口が激減する中、高田にはまいピア、山川には市民センターがあり、瀬高には高齢者に備え、また身近な公民館として各校区に7つの公民館もあります。それでもやはり800のホールの総合市民センターが必要なのかどうか、お伺いいたします。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

山川市民センターはホール機能として約300名ですね。そしてまいピア高田が約450人、それ以上の催し物というのは総合市民センターでの開催と、それぞれの施設の役割分担としてイベントの規模に応じた開催が可能となるわけでございます。これまで企画できなかったイベントも新たに実施できる可能性も広がることと思っておりますし、特にまた、体育館と併設ですので、体育館機能もございますので、稼働率は非常に高い、使い勝手のよい施設であると考えております。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

次にいきます。

45億円から49億円ということですが、さらに建設費用が膨らむおそれはないかということで、工事を進める中で現場状況等により増額となる変更が生じるとは思いますが、その場合はどのようになっていくのか、お伺いいたします。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

お答えいたします。

工事が始まりますと、監理する、そういった業務の委託をお願いするわけですが、業者にまずはそういうふうに見込まれるような案件があった場合は、即、工事業者と協議を行うと、要はそういう高くなる機能、そういったものができたということで、事後で

監理をするようなことが決してないように、そこは重々伝えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

資材や人件費の高騰が今後見込まれる可能性があるとして、そういう場合、十分な協議をされて、これ以上建設費が上がらないようによろしく願いいたします。

それから、償還期間が12年ということですが、これは各年度、例えばピーク時で570,000千円とおっしゃいますけれども、これを返した年にこの7割が返ってくるということですかね。あわせて、12年で返還して行って、その12年で70%、1年1年返ってくるということになりますか。

○議長（瀬口 健君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

お答えします。

過疎債の元利償還をする年度に、その元利償還額の7割が交付税で措置をされるというふうなことになります。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

わかりました。

それからもう一つ、総合市民センターの返済計画はお聞きしました。そのほかにも大きな事業、桜舞館小学校、バイオマスセンター、ごみ処理施設、火葬施設、こういう大規模事業に取り組んでおられますけれども、それらの返済計画はわかりますか。

○議長（瀬口 健君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

お答えいたします。

市民センターを初め、桜舞館小学校、今申されたバイオマスセンター、それから柳川と一緒に取り組んでおります新ごみ処理施設と新火葬施設ですね、この5つの大型プロジェクト、5つに限って言いますと、全て過疎債を活用して実施なり、今後実施する見込みだということでございます。それらの5つの事業だけでいいますと、合計で全部で約113億円程度の過疎債の借り入れということになる予定です。

返還のほうは、令和15年度まで償還をするというふうな現時点での計画になっております。5事業分の償還ですけれども、今の見込みでは令和7年から令和10年度ころがちょうどピークになるんじゃないかというふうに見込んでおります。年間約13億円ぐらいの毎年償還が、ピークの時点では発生するというふうに見込んでいるところです。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

大体ピーク時で年間13億円と、この13億円という数字は各年度の予算に占める償還金額の割合といいますか、これはもちろん年度で変わっていくかと思いますが、ざっくりといいますか、そこら辺で大体どれぐらいの数字になるものですか。

○議長（瀬口 健君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

見込みで、大体その時期の予算規模を今と近いところで190億円とか、180億円とか、そこら辺の数字で見込みますと、7%程度の割合になります。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

返済額が多くなれば、余り言いたくないんですけども、ほかの事業に支障が出るのが、わからないとは思いますが、どうでしょうかね。

○議長（瀬口 健君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

市民センターは、先ほどありましたとおり、トータルで50億円以上の事業費ということになってきますので、今後の財政運営にはやはり影響をしていくというふうな部分はあるかというふうに思っております。

今後10年間の財政の見通しをちょっと立てておりますが、人口減少、あるいは合併算定替えの廃止等で歳入が減少してきます。一方で、先ほど言いましたような5つの大きなプロジェクトの償還なり、あるいは保育料の無償化とかも今度新たに始まってまいりますし、扶助費も増加傾向でございますので、そういった歳出増も見込まれる中でございますから、財政的には決して楽ではないというふうに思いますけれども、一応見込みの段階では実質収支は黒字を確保できるというふうに見込んでいるところでございます。

当分の間は、やっぱり大きなプロジェクトを新規に起こすとかいうのは非常に難しくなるかなというふうには思っておりますけれども、必要な事業にはやはり取り組んでいかなければならないという部分もありますので、財政的には決して楽ではございませんが、行政改革を進める、あるいは今、まち・ひと・しごと総合戦略なんかも取り組んでおりますので、そういった部分の推進を図りながら健全な財政運営に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

次に、市債、借金のことでございますけれども、合併当初の借金の額と現在、それから10年後がわかるようでございますので、その額、それから借金の額が一番多くなる年度がいつなのか、教えていただければ。

○議長（瀬口 健君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

合併当時は多分、ちょっと資料を持ち合わせていないですけれども、市債の残高ですね。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

合併当時の市債の残高がわかりますので、お答えいたします。

167億円でございます。（「現在」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

現在の市債の残高、平成30年度の決算で179億円でございます。

この間の全員協議会の中でも10年後は188億円というふうなことで御報告をしたかと思いますが、ピークはその間に来まして、間というかもうあれですけど、令和3年度が一応ピークになるだろうというふうに見込んでいます。250億円程度になるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

じゃ、その借金のピークは、10年後はもう過ぎているということでもいいんですね。

○議長（瀬口 健君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

ピークは令和3年度に向けて上がって行って、それからまた落ちていくというふうな見通しになっております。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

わかりました。

それから、維持・管理についてですけれども、私が考えておった維持・管理と答えがあった維持・管理がちょっと違った点がございまして、平成27年度の全国平均の稼働率、これは公営財団法人全国公立文化施設協会が出しておりますけれども、500席以下のホールが52%、その500席のホールを備えた施設全体の稼働率が77%、500から1,000のホールの稼働率が

50%、500から1,000のホールを備えた全体の稼働率が76%でございます。それから、平成27年度のみやまのホールの稼働率をいつか私が一般質問をしたときに教えていただいた数字が、瀬高で27%、まいピアで48%、山川で17%でございましたので、全国のこれからするとまいピアでも頑張っておるということですが、全体的に見れば厳しい稼働率と。

箱物は建てればいいものじゃないと私は思っております。使わなければもったいない、人口減少や高齢化の中でどう活用するかが求められると思います。また、活用しなければ税金の無駄遣いとも言われかねませんので、稼働率についてはしっかりと頑張っていただかねばならない、私たち議員もあわせてですね。

それから、これについては平成29年の11月に、草津市に総務委員会で研修に参りました。人口13万人の市ですけれども、600と300のホールがあって、もちろん文化・芸術の普及振興はありますけれども、幼児や小学生を対象に歌や音楽、ダンス、創作ミュージカル、そういうことをやりながら、人材の発掘と育成をホールの関係者みずからが企画立案して子供たちを集めてやっているんですね。各団体がやっているんじゃないんですね。なぜそこまでやるかという、貸すだけでは稼働率が上がらない、この平均に行かないから、自主稼働率、自分たちでそういうことを計画しながら稼働率を保っていこうと。

ここには指定管理者がありますけれども、施設の管理や単なる興行を打つだけの指定管理ではなくて、文化・芸術の振興や次世代育成事業、まちづくりなど市の政策支援型の管理者、これが最初自分たちで自主運営をしながら、そういう団体を育てられたんですね。そういう町もございますので、職員の方には一度行っていただければ、市長、いい勉強になるかと思えます。

ただの箱で終わったらいけません。やはり総額55億円の事業ですから、施設の利用だけではもったいない。さらなる文化・芸術の振興と次世代の育成などを実施し、まちづくりを目指すべきと考えております。

ですから、さっき稼働率を上げる計画を言われましたけれども、施設別の稼働率、例えばホール、体育館、調理室、子育て教室とか、事務室とか、これごとの稼働率、それから目的別の稼働率、自主稼働率なのか、貸し館の稼働率なのか、そこら辺の計画をしっかりと立てていかないと、この稼働率というのを保つのは非常に難しいと思っております。

今まで申し上げた具体的な有効活用及び実施計画の作成が必要と思うんですが、そこら辺どう思われるか。

○議長（瀬口 健君）

堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 則勝君）

お答えいたします。

先ほどから、今後、管理運営計画を策定していく予定としておりますということでお答えしている中で、いろんな視察先の先進的な事例を御紹介いただいたんだと思います。今後そういった先進的な事例を参考にさせていただきながら、検討を行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

市長、必ずそこに職員を派遣して、よう頑張るとる市ですので、よろしくお願ひいたします。

それから、あと3つ、4つ、小さな確認ですけれども、災害時の避難所になると思われますけれども、45億円の事業費に近づけるために、玄関ですね、エントランスホールが災害の時はごたごたします。狭くなったり、トイレの数を減らしていないか、お尋ねします。

○議長（瀬口 健君）

堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 則勝君）

お答えいたします。

建設を予定しております市民センターにつきましては、避難所としても計画をいたしております。当然、緊急時の避難場所となるそういったエントランスのスペースや、あとトイレの数のほうにつきましても、当初の計画からは変更はいたしておりません。縮小しておりません。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

私の経験ですが、体育館の電球は山川の場合は足場組まにゃいかんやったけんで、5個か

6個切るんまで待ったですよね。体育館はそれでもいいんですが、やっぱりホールとなるとそういうわけにはいかんと思いますので、電球が切れた場合、どういうふうなかえ方になっておるのか、済みません、小さなことで。

○議長（瀬口 健君）

堤企画振興課長。

○企画振興課長（堤 則勝君）

お答えいたします。

高い天井のホールになりますと、高い足場を組んだりすると費用もかなりかさむかと思えます。建設を予定しているセンターにつきましては、多目的ホールの天井付近に人が通れる通路をつくるような予定にしておりますので、そこを伝わっていけば照明器具のほうに行けるような形になっております。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

わかりました。

大・中・小10カ所の類似公民館になりますけれども、10年後、20年後、30年後、多額の修理費や改築費が要るちゅうようなことは理解してあると思えますが、やはり20年前後になると修理は1カ所1億円、2億円は入ってくると思うんですが、そこら辺大丈夫といってもあれなんです、考えてあるんですよね。

○議長（瀬口 健君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

20年、30年のランニングコストの部分につきましては、この総合市民センターだけではなくて、みやま市の公共施設全体を見ながら、やはり統合するのか、そういったふうな考え方を持ちながらやっていかななくてはいけないのかなというふうに考えております。

今年度、うちの公共施設の個別計画を策定するようにはいたしておりますので、そういった計画内容を見ながら、今後のことにつきましても検討してまいりたいと思えますので、どうぞ御理解のほどよろしく願いいたします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

1つ教えてください。瀬高中央公民館、建っていたときと、体育館のランニングコスト及び修理や改築費等、ここ2年ぐらいでもいいんですが、わかりますか。わからなければ後でも。

○議長（瀬口 健君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

お答えいたします。過去3年ということですのでよろしいでしょうか。修繕料ということで。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

修繕料とランニングコスト、年間幾ら使いよっかということですね。

○議長（瀬口 健君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

まず、瀬高の公民館ですけれども、平成27年度、万単位でいきます、維持管理費21,520千円、そのうち修繕料が1,000千円でございます。（「入っとるわけですね」と呼ぶ者あり）入っています。それから平成28年度、維持管理費が21,540千円、うち修繕料が1,050千円です。それから平成29年度、維持管理費が21,520千円、うち修繕料が160千円です。

続きまして瀬高の体育センターです。平成27年度維持管理費2,290千円、うち修繕料が200千円です。平成28年度維持管理費が3,330千円、うち修繕料が1,170千円です。平成29年度維持管理費が2,230千円、うち修繕料が60千円です。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

これはもう、なかなか思うとおりにはいかないと思いますけれども、空調設備とか、いろ

んな設備が入りますけれども、できる限りどこにでもあるような、自分たちで簡単にかえられるものに設置しておかないと非常に高額な買いかえ費用になると。私もげんきかんでお風呂の換気扇を1個かえたんですね。ところが1,000千円近くかかったんですよ。じゃ、その会社はもう使わんと言ったら、本体からかえないかんごとになったけんで、もう非常に高い買いかえになりますので、できるだけどこにでもあるような設備にさせていただけばと思います。終わります。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）（登壇）

次に2番目ですね、みやま市新規創業及び新規事業展開補助金制度の拡充について。

合併後、商業の店舗数及び販売額は人口減少とともに激減しています。商業統計調査では合併から10年後の平成28年には183店舗が閉店に追い込まれ、年間約83億円もの販売額が減収になり、市内各地域の活力が失われつつあります。この中には道の駅の10億円のプラスも入っておりますけれども、相当な落ち込みがあると。

一方、国の経済産業省では、経済・社会情勢の変化で低迷している経済を再興させるために、産業競争力強化法を平成26年1月20日に施行し、産業競争力を強化するとともに、持続的発展を図ろうとしています。

この産業競争力強化法と時を同じくして、みやま市でも平成29年8月1日に産業振興及び商店街のにぎわい創出を図るため、みやま市新規創業及び新規事業展開補助制度が告示されていますが、この内容についてお尋ねいたします。

1、みやま市の産業の振興と地域経済の発展のため、補助制度は非常に有効な手段と思いますが、事業を目指す多くの人のため、新規事業の創業や事業拡大のきっかけとなる本制度のさらなる拡充を求めるものですが、まず、補助制度の目的は何か、本制度の趣旨と目的を詳しくお聞かせください。

2番、施行当初、補助金交付要綱の中に指定区域、瀬高、高田の中心市街のみの地域指定ですね、それと補助対象業種、職種の指定があります。2つの要件がありましたが、指定区域については改正によりことしから要件が緩和されています。その理由を教えてください。

3つ目、補助対象となる業種を拡充する考えはないか。どのような業種にしる、市内で創業や起業していただければ、その地域の経済効果が見込めるとは思いますが、どうして業種を

制限されるのか、その理由を教えてください。

以上3点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、みやま市新規創業・新事業展開補助金制度の拡充についての御質問にお答えをいたします。

この制度は、都市計画で指定するJR瀬高駅前の商業地域や、JR渡瀬駅前等の近隣商業地域で新たに起業を目指す創業者や、市内で営んでいる事業を継承し、新事業展開または第2創業を行う個人事業者や法人に対して助成するものであります。

創業支援事業計画の認定を受けた創業塾を受講するなどの条件のもと、その創業等に係る経費の一部を2分の1の補助率、500千円を上限として補助する制度でございます。

また、新規事業につきましては、本年度より補助の対象外であった地域におきましても200千円を上限とする補助を追加しております。この制度の制定後の実績といたしましては、平成29年度は新規創業で1件の500千円、平成30年度は新規創業で1件の500千円、新事業展開で1件の500千円でございます。

まず1点目の、補助制度の目的は何かでございますが、平成28年度から平成29年度にかけて商工会と連携し、JR瀬高駅前の商業地域及び近隣商業地域の空き店舗調査を実施いたしております。その結果、調査対象の約5割が空き店舗または空き地であり、さらなる空洞化を防ぐためのにぎわいの創出が急務となっている現状を鑑み、補助金を制定したものであります。

本年度は空き店舗及び空き地が増加し、衰退している市街地を活性化させ、にぎわいの創出を図ることを重要な目的といたしております。

次に2点目の、地域指定を見直した理由は何かでございますが、平成29年度に新設した当初より新規創業の場合は、都市計画の指定するJR瀬高駅前の商業地域やJR渡瀬駅前等の近隣商業地域を対象地域としております。地域指定を設けた理由としては、先ほど1点目でも述べましたとおり、指定区域内の空き店舗を活用し、衰退が著しい商業地域における空き店舗や空き地を活用した創業を促し、にぎわいの創出を図るためでございます。

制度を見直した理由でございますけれども、本市で開催する創業塾等で指定地域外での創

業を行う相談もございまして、地域経済の活力を向上する創業を後押しするため、商工会とも協議を行い、地域指定の変更は行わず、指定地域外での新規創業についても200千円を限度額とし補助する改正を行いました。

次に3点目の、補助対象となる業種を拡充する考えはないかでございますが、現在補助の対象となる業種は、日本標準産業分類に規定する業種のうち、大分類の卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生産関連サービス業、娯楽業と定めております。この制度の目的であります商店街のにぎわいの創出を図るための商業部の業種は網羅している状況でございます。

議員の御指摘どおり、業種に限らずとも市内で創業することは地域への経済効果を見込めます。しかし、限りある市財政の予算の範囲におきまして、この制度の目的であります商店街のにぎわいの創出を図るために人が店に集まる業種を対象と定めておりますので、当面は現在のままの業種を対象としたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（瀬口 健君）

古賀議員さん、あと10分ぐらいですが大丈夫ですか。7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

みやま市の制度の趣旨、目的は理解しました。無理にわかりました。

しかしながら、柳川、筑後、八女、大川、大牟田市とも平成27年から平成30年にかけて新規創業の補助金制度を立ち上げております。創業時の初期投資の負担を軽減することにより、市内全域、そして全ての業種の創業を促進するとともに産業振興や地域の活性化を図っています。

瀬高、高田の中で中心商店街から外れている地域や、山川全域での創業も、さっき申しましたとおりみやま市の産業の振興になると思います。中心商店街から外れている地域は活性化させなくていいのか、にぎわいから切り離すのか、指定区域の差額をなくし、業種の制限をもっと拡充される考えはないのか、お尋ねします。

○議長（瀬口 健君）

岡商工観光課長。

○商工観光課長（岡 俊幸君）

議員の指摘どおり、業種に限らずとも市内で創業することは地域の経済活性化を見込めることでございます。

ただ、今、市長が答弁しましたとおり、この制度については商店街のにぎわい創出を第一として業種を定めており、限られた予算において制定しております。

当面は、現在の業種を対象として考えておりますが、商店街のにぎわい等の状況を見ながら、今後は業種の拡大等を図っていきたいと思っております。

また、本制度に該当しない創業者についても、商工会が行う小規模事業者持続化補助金等の補助がございますので、商工会と連携をしながら創業者支援を行っております。

今後も商工会と連携し、創業者支援に力を入れていく所存でございますので、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

新しく創業される方は、自分が住んでいる地域や自分の思いがある場所で自分の技術を生かした店を構えたいはずです。市外の方がみやま市で創業される場合も補助対象になるようですから、転入者の方が自分の好きところで平等に創業できるようにさらなる拡充を検討願います。

また、補助対象業種から外されている業種についても、できる限り多くの人に門戸を開き、みやま市を盛り上げていただければと思います。この期待できる補助制度が生まれて2年、まだ手探りの状況のように思います。私が担当しているときには思いつかなかった補助金事業でございます。商工会と力を合わせてこの事業が拡大し、各地域が活性化することを願っています。頑張ってください。

最後いきます。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）（登壇）

有害鳥獣対策について。

日本全国の被害及び悩みでもありますが、市内の山間部において今年度の農作物被害は目

に余るものがあります。近年、電気柵に加えワイヤーメッシュ、金網での対策が進んでいますが、ことしは既に青いミカンが食べられている現状があり、柿は枝を折られ、木自体が枯れている状況です。

また、農地がワイヤーメッシュ、金網や電気柵で守られたことにより、自給的農家や家庭菜園の被害が多くなり、お年寄りの生きがいも奪われ、生活スタイルが壊されています。ふえ続ける有害鳥獣のため、集落内の家庭菜園に集まるイノシシにより生活の危険性も高まっている状況です。有害鳥獣対策の有効な方法と、ワイヤーメッシュや電気柵の補助制度について市の考えをお聞かせください。

1、有害鳥獣による被害現状は。ふえ続ける有害鳥獣の現状と被害状況はどうなっているか。

2、有効な有害鳥獣駆除の方策をどう考えるか。現在の有害鳥獣対策は有害鳥獣を駆除するより、農地をワイヤーメッシュや電気柵で守る方法が強くなっていないか。特に八女市においては平成25年、平成26年は100キロのワイヤーメッシュを張っております。100キロといいますと、ここから福岡までが60キロですので、それだけまち全体を囲んでおると、その結果、イノシシやハクビシンがさらにふえ続け、対策がない農地や集落内での被害が増大しているということです。農作物の収穫期を迎え、昨年以上の捕獲方法はないか、お尋ねします。

3つ目、安全に暮らすため、電気柵等補助制度の拡充の考えはないか。現在の市単独事業補助金の実施はどうなっているか。居住地域や自給的農園等に対する制度の拡充の考えはないか。

平成29年度に対象区域が集落の居住区域、家庭菜園を含む居住区域内の安全対策のため電気柵金網設置事業、補助率50%、上限300千円が新設されていますが、現在までこの補助金が利用された経過を教えてください。

居住区域の被害の現状を把握し、もっと地域の要望に応えられる補助金制度に変えられないか、拡充できないか、お尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、有害鳥獣対策についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、有害鳥獣による被害の現状についてでございますが、平成30年度のイノシシによる農産物の被害状況は被害面積が645アール、被害金額が16,200千円となっております。駆除頭数で見ますと箱わなでの捕獲頭数は平成29年度で490頭、平成30年度では454頭という状況でございます。

近年、イノシシに対する相談件数は増加している状況であり、猟友会との情報共有を密にしながら、農作物への被害や生活への危険性の状況把握などの強化を図っております。

次に、2点目の有害鳥獣の有効な対策は何かでございますが、野生鳥獣の効果的な被害防止対策を行うため、近隣8市町と筑後農林事務所、関係JA、各地域猟友会等で組織をいたします筑後地域鳥獣被害対策協議会におきまして、野生鳥獣被害の実態把握や被害防止策、捕獲にかかわる事項について連携した取り組みを行っております。

具体的な取り組みといたしまして、被害対策の現地研修会やわな捕獲研修会を行っております。

一方、被害対策といたしましては、箱わな等で捕獲し駆除する捕獲対策、ワイヤーメッシュや電気柵等で農地への侵入を防ぐ被害防止対策がございますが、被害防止に有効な手段につきましては、現状の対策とあわせて今後新たな対策を各種協議会や猟友会との協議を行いながら検討していきたいと考えております。

次に、3点目の安全に暮らすための電気柵等補助制度の拡充の考えはないかについてでございますけれども、現在、有害鳥獣による農作物への被害防除のために設置する施設と、居住区域内の安全対策のために設置する被害防除施設につきまして、電気柵、金網等の資材購入費の補助を行っております。

補助率でございますが、農作物への被害防除のための施設では3戸以下で申請を行う場合、事業費の2分の1以内で40千円を限度とし、3戸以上で共同実施する場合は1戸50千円を限度としております。

また、居住区域内における防除施設に対しては、行政区等の申請により事業費の2分の1以内で300千円を限度とし補助いたしております。

議員御指摘の自給的菜園等への補助につきましては、現行制度では対象外となりますが、家庭菜園を初め、家の石垣やフェンスの破壊、車との衝突など住宅地へ出没する相談が増加している状況を鑑み、補助基準の緩和や補助率の見直しなど来年度に向けて検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬口 健君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

現在、猟友会のほうは高齢化でなかなか駆除のほうがさばけていないようですので、平成29年度の集落のやつを拡大していただくようなことですので、ぜひ高齢者の生きがいと集落の安全が守られますようよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（瀬口 健君）

お諮りします。議事の都合によって9月13日の1日及び9月17日から19日までの3日間を休会にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬口 健君）

異議なしと認めます。よって、9月13日の1日及び9月17日から19日までの3日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、次の本会議は9月20日となっておりますので、御承知おきください。

午後4時55分 散会